

（第二類 第一号）

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会 議 録 第十三号

昭和三十四年十一月二十五日（水曜日）

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 南條 徳男君

理事 江崎 眞澄君 理事 田村 元君

理事 網島 正興君 理事 三田村 武夫君

理事 小林 正美君 理事 佐藤 觀次郎君

理事 八木 一男君 理事 塚本 三郎君

今井 耕君 小川 平二君

岡本 茂君 木村 俊夫君

小島 徹三君 小林 銑君

河野 孝子君 坂田 英一君

田中 正巳君 辻 寛一君

渡海 元三郎君 徳安 實藏君

中垣 國男君 丹羽 兵助君

坊 秀男君 堀内 一雄君

増田 甲子七君 伊藤 よし子君

太田 一夫君 岡本 隆一君

角屋 堅次郎君 金丸 徳重君

滝井 義高君 辻原 弘市君

加藤 銀造君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

農林 大臣 福田 赳夫君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

大蔵事務官 石原 周夫君

（主計局長）

文部事務官 小林 行雄君

（管理局長）

厚生政務次官 内藤 隆君

厚生事務官 森本 潔君

（大臣官房長）

厚生事務官 高田 正巳君

（社会局長）

厚生事務官 太宰 博邦君

（保険局長）

農林政務次官 大野 市郎君

農林事務官 坂村 吉正君

（農林経済局長）

通商産業政務次官 内田 常雄君

中小企業庁長官 小山 雄二君

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

（職業安定局長）

委員外の出席者

大蔵事務官 大月 高君

（財務調査官）

文部事務官 西田 亀久夫君

（大学学術局学

生課長）

厚生 技官 聖成 稔君

（公衆衛生局環

境衛生課長）

農林 技官 清野 保君

（農地局建設部

長）

日本専売公社塩 小林 章君

脳部長

十一月二十五日

委員堂森芳夫君辞任につき、その補

欠として滝井義高君が議長の名で委

員に選任された。

十一月二十一日

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た者等に対する福祉年金の支給に関

する特別措置法案（内閣提出第三三

号）

十一月二十四日

十五号台風による特別交付税の配分

等に関する請願（池田清志君紹介）

（第六二五号）

十五号台風による被災者救援に関す

る請願（小林正美君紹介）（第七八〇

号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た地域における公衆衛生の保持に関

する特別措置法案（内閣提出第八号）

昭和三十四年八月及び九月の水害

を受けた社会福祉事業施設の災害復

旧費に関する特別措置法案（内閣提

出第九号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た地域における失業対策事業に関す

る特別措置法案（内閣提出第一四号）

昭和三十四年七月及び八月の水害並

びに同年八月及び九月の水害に関

する失業保険特例法案（内閣提出第

一五号）

天災による被害農林漁業者等に対す

る資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案（内閣提出第

一九号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害に際し

災害救助法が適用された地域におけ

る国民健康保険事業に対する補助に

関する特別措置法案（内閣提出第二

五号）

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の水害を受けた医療機

関の復旧に関する特別措置法案（内

閣提出第三〇号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た者等に対する福祉年金の支給に関

する特別措置法案（内閣提出第三三

号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害により

被害を受けた者の援護に関する特別

措置法案（伊藤よし子君外十四名提

出、衆法第一号）

天災による被害農林漁業者等に対す

る資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案（角屋堅次郎

君外十六名提出、衆法第二号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に関する法律の一部

を改正する法律案（角屋堅次郎君外

十六名提出、衆法第三号）

農業協同組合整備特別措置法の一部

を改正する法律案（角屋堅次郎君外

十六名提出、衆法第四号）

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案（角屋堅次郎君外十六名

提出、衆法第五号）

天災による被害中小企業者等に対す

る資金の融通等に関する特別措置法

案（田中武夫君外十七名提出、衆法

第六号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害により

被害を受け生計が困難である者の生

活の保障に関する特別措置法案（八

木一男君外十九名提出、衆法第七号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害による

消費生活協同組合の協同施設等の災

害復旧に関する特別措置法案（岡本

隆一君外十六名提出、衆法第八号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害により

被害を受けた公務員等に対する国家

公務員共済組合等の給付の特例等に

関する法律案（横山利秋君外十六名

提出、衆法第九号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た地域における失業対策事業に関す

る特別措置法案（五島虎雄君外十五

名提出、衆法第一〇号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害に関す

る失業保険特例法案（五島虎雄君外

十五名提出、衆法第一一号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害による

病院及び診療所並びに薬局の災害の

復旧に関する特別措置法案（滝井義

高君外十八名提出、衆法第二二号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害に係る

私立学校の児童、生徒等の授業料の

徴収免除に関する補助及び資金の貸

付に関する特別措置法案（辻原弘市

君外十六名提出、衆法第一五号）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法の一部を改正する法律案（中島

巖君外十七名提出、衆法第一六号）

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の水害を受けた事業協

同組合の復旧に関する特別措置法案

（昭和三十四年七月及び八月の水害

又は同年八月及び九月の水害を受け

た事業協同組合の復旧に関する特別

措置法案（昭和三十四年七月及び八

月及び九月の水害を受けた事業協

同組合の復旧に関する特別措置法案

同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案起草に関する件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における生活保護法の適用に関する件

私立学校災害復旧に関する件

被災者援護に関する件

被災農業協同組合の再建整備に関する件

災害地対策に関する件

○南條委員長 これより会議を開きます。

去る二十一日付託になりました内閣提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案を議題といたします。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

福祉年金の支給に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、当該災害につき災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された地

域をいう。

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、自己（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第八条第一項に規定する扶養親族を含む）の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき前項に規定する災害により生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く）がその住宅、家財又はその他の財産の価額のおおむね十分の五以上である者をいう。

（本人の所得による支給停止に関する特例）

第二条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による福祉年金については、その受給権者が被災者であるときは、同法第六十五条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その受給権者の昭和三十四年における所得が、十三万円（受給権者が同年十二月三十一日において受給権者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）の子であつて義務教育終了前のものである）の生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千元を加算した額とする）をこえるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第六十五条第四

項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

（配偶者の所得による支給停止に関する特例）

第三条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の配偶者が被災者であるときは、同法第六十六條第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用をしないものとする。次条において同じ。）があるときは、この限りでない。

（扶養義務者の所得による支給停止に関する特例）

第四条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條第一項に定める扶養義務者でその受給権者の生計を維持するものが被災者であるときは、国民年金法第六十六條第五項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その扶養義務者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額が、昭和三十五年五月から昭和三十六年四月までの分の老齢福祉年金及び障害福祉年金に

つき国民年金法第六十六條第五項の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害の被災者等に対する福祉年金について、支給停止の要件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○南條委員長 まず、本案の趣旨について政府の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

○渡邊厚生大臣 ただいま議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。すでに御承知の通り、本年十一月より国民年金法に基づく福祉年金の支給が開始されることになったのでありますが、この法律案は、今次の災害によつて被害を受けた福祉年金の受給権者につきまして所得制限による支給停止の特例を設けようとするものであります。

国民年金法による福祉年金におきましては前年度の所得を基準とする所得制限の措置がとられているのでありますが、受給権者またはその配偶者もしくは

は扶養義務者が、今次の災害によつて自己の住宅や家財その他の財産につき甚大な被害を受けたため、今年度における所得が法定の基準以下となった場合には特に支給停止の措置を解除し、今年度分から福祉年金の支給を行なうとするものであります。

なお、この特例は、愛知県ほか三十都道府県の区域のうちの災害救助法の適用地域全域に居住するものを対象といたしてあります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南條委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました法律案を含めまして、内閣提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外七件、及び、伊藤よし子君外十四名提出、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案外十三件を一括議題といたします。

質疑を続行いたします。滝井義高君。

○滝井委員 銀行局長を一つ呼んでおいて下さい。

まず第一に、厚生関係だけを少しまとめて重点的にお尋ねいたしますので、わかりやすくお答えいただきたいと思ひます。

まず、厚生省関係の法律が五、六本あるわけですが、この適用基準ですね、指定基準、その基準を、書いたもので御配付願いたいということをこの

前も御要請しておたわけです。厚生省の指定基準というものができておると思いますが、あればそれを委員に配付して、その文書によって御説明願いたいと思います。

○森本政府委員 指定基準はできておりますので、資料を配付いたします。

○滝井委員 ではそれを配付してから御説明いただくことにして、次には、大蔵省の岩尾主計官は参っておりますか。これは大蔵当局にも、厚生省にもこの前お願いしたのですが、労働、厚生関係で、予備費で計上せられておるものの一覧表を出してもらいたいというのを申し入れておるわけですか。

と申しますのは、御存じの通り、予算委員会の資料として出ておるものの中に、屎尿処理、塵芥焼却場、火葬場等、それから国立療養所災害復旧、保健所建物等災害復旧補助金、それから検疫所の建物等災害復旧その他、こういうものが厚生省関係で予備費になっておるわけです。従って、これを一覧表にして出していただくことは小委員長からも要請しておたはずですが、これは厚生省でできますか。できておらなければあとでけつこうですか。

から、一つ大蔵省と相談をして出していただきたいと思います。

次に、問題の公衆衛生の保持に関する特別措置で、簡易水道のごときを引上げて二分の一にしておるわけですが、これでは、われわれは日本における簡易水道の普及の状況等から考えて、多分簡易水道の普及率は、必要などころは二割しか普及していないのじゃないかと思うのです。そういう事態から考えて、災害を受けた、ところ

が、せっかく簡易水道を作っておたのに、また簡易水道をやめるということになりますと、簡易水道のある地域というものは、これは地域的に見れば辺陲地です。しかもその辺陲地で、今まで山水等を飲んでおって、せっかく文明の利器の簡易水道ができたと思つたところに、災害にかかるわけですから、これを復旧するということがなると、なるほど大蔵省当局の言うように、最近地方財政は、二十八年の災害当時に比べたら、ある程度それはいいかもしれませんが、しかし、今度の災害は非常な異常災害でございますから、簡易水道まで一体金が回っていくかどうかということに、非常な疑問があるわけですから、こゝでわれわれとしては、今回特例中の特例をもって、簡易水道は三分の二くらいの上水道は、これは主として大都市にできておりますからやむを得ないと思うのですが、簡易水道だけは異例の措置として、これはやはり三分の二くらいを補助して、そうして速急な復旧をはかることが妥当だと思うのです。厚生省当局はこれを一体どうお考えになっておるのか、まずこの点、大臣から一つ御答弁願いたいと思います。

○渡邊国務大臣 お説の通り、御意見は尊重いたしておりますが、ただいまのところ、私も、特別交付税等が災害地におきまして、特に約四十二億ほどのものが交付されておりますので、自治庁とも相談をいたしまして、政府の原案程度で間に合うのではなからうか、かように存じておるような次第でございます。

○滝井委員 大臣も御存じの通り、交付税交付金の中に特別交付税四十二億がいき、しかも普通の交付税から、被災

災県には、今年は二十億くらいいけいにいておるといのが大蔵省の説明でございます。ところが御存じの通り、特別交付金はひもつきではないわけですから、従って、これはその地域々々における重要性に応じて、金というものは、一般財源として市町村なり、都道府県の子算編成に組まれていくわけですから、従って、やはり堤防とかいうような公共災害、あるいは農業災害というものが非常に大きいのですから、そういうところまで、零細な簡易水道なんかになかなか回りにくいのです。そこでこれは目的をはっきりして、簡易水道は簡易水道でいくことが必要だと思ふのです。同時にまた、くどいようでございますが、今度のこの補正予算の組み方を見ても、大臣御存じの通り、せっかく今年度の予算編成のときに、公衆衛生局の方で血のじむような折衝をやつて獲得をした三千三百万円の簡易水道の既定経費というものが、削られておるといふことな

んです。そしてそれが削られて、今度は災害の方に、簡易水道として七千万円計上されておるわけです。従って、実質的に簡易水道として、政府が今度の災害で一般財源に計上したものは三千七百万円なんです。そうすると、既定経費を三千三百万円削つておるのですから、これはどこか簡易水道を布設するところで泣くところが出ておるわけですから、こういう無理をしなくてもいいのではないかと私は思うのです。わずかに三千三百万円のそういう経費を削つておるのですが、そこで政府は四分の一を二分の一に上げました、こ

ういったところで、それは理由になりません。だからこういう経費をお割り

になるなら、少なくともこの場合は三分の二くらいにする必要があるというものが、われわれの主張なんです。これはあなたの方の方が前にお断りになっておるのですよ。自分の身を削つて持ち出したのですから、これはタコ配当でいいなかつたと思うのですが、そういう形なんです。

○渡邊国務大臣 その点は十分気がついておまして、大蔵当局とも話をし、その結果自治庁と話をいたしましたので、自治庁で了承したような次第でございます。

○滝井委員 簡易水道の問題について、大臣は、交付税があるし、地方財政もよくなつておるから大丈夫だといふような、大蔵省と同じような意見でございますが、どうもわれわれとしては、その点は納得のいきかぬところがございます。それは水かけ論になりますから、納得しないことで次に進みます。

これは少し建設省の方とも関連があるのですが、大臣が説明できなければ事務当局で答えてもらいたいと思うのです。堆積土砂並びに洪水の排水の排除法では、道路に土砂がたまりますと、今度の災害地においては、九割の国の補助金が道路とか港湾とかいふものにはあるわけですから、ところがこの場合に、その堆積土砂と一番関係のある下水道ですね。下水道の中には当然土砂が堆積しておるわけですから、そうすると、道路の堆積は国が九割の補助をやりますが、下水道については、これは何も処置されていないんですね。そうすると、堆積土砂を排除するのに道路の方が困難なのか、下水道の土砂の排除

の方が困難なのかというところ、下水道の方が困難なのかというところ、下水道の措置でやっておるらしい。そしてこれは、今建設省の所管らしいですね。そうすると、今度は下水道の一番最後にいけますと、厚生大臣の方に関係のある下水道の終末処理があるわけですから、これは厚生省の所管なんです。

この下水道の終末処理については、これは三分の二の子算措置です。道路の上の泥は、国が九割の補助をする、下水の中にたまっていく泥というのは、道路の隣にある泥は、これは多分三分の二で、法律にも何にも出ておりませんから、おそらく予備費か予算措置でやっておるんだらうと思う。そうすると、その一番最後にある終末処理の洪水内の土砂との関係、終末処理場には土砂がたまらないようですが、一体これらの三つの関係というものは、厚生省当局はどういう工合に理解をしておるのかという点ですね。その点は、あるいは建設省が来ないといわれないところがあるのかもしれないが、だれかわかりになっておれば、厚生省の方で御説明願いたいと思います。

○聖成説明員 ただいまの問題でございますが、御指摘のように、厚生省の所管になっておりますのは下水道の終末処理場でございます。これの所要の経費は施設の復旧費でございます。通常の場合には三分の一でございますが、三分の二の国庫負担で下水道終末処理場の復旧をいたすことになっております。先生御指摘の問題は、その他の問題は一応全部建設省の所管であり、下水道の管渠の復旧も、その下水道の管渠の中にあつて土砂の排除の問

題につきましても、土砂排除に関する特別措置法の適用を受けて、十分の九の補助率で下水道の中にたまっており、土砂の排除をするというように、措置されるように私どもは聞いておるわけでございます。従いまして、ただいまお話がございましたように、厚生省の所管にしましては、終末処理場には土砂はございせんので、施設の復旧で十分目的を達することができ、かように考えておるわけでございます。

○溝井委員 その場合に、下水道の中にたまって泥をどんどん排除していくということになると、やはりいろいろの点で、下水道の終末処理のところに關係をしてるんじゃないかという感じがするんですがね。そうしますと、下水の泥をどこに上げるかという、道路に上げるんですよ。それで、道路の泥の補助は九割ですよ。下水の方は多分三分の二しか予算措置をやっておらぬんです。そうすると、困難な泥の排除は三分の二で、排除のやさしい道路は九割だという矛盾、これは結局終末的には、間接的に住宅のものと関連があると思うのです。そこあたりの建設省と住宅との話し合いは、どういうようになっておるかという点です。これはおわかりにならないければ、建設省にあてて来てもらって御答弁願つてもかまわぬんですが、そこらの話し合いは何もないのですか。厚生省は厚生省の道を行く、建設省は建設省の道を行くというわけには、これはいかぬと思うのです。

○聖成説明員 先生も御案内のように、下水道の管渠は建設省の所管であり、終末処理場は厚生省の所管というふうに、所管は明瞭に分かれております。終末処理場の復旧にしましては、私どもの所管であり、下水道管渠の復旧につきましては、これは当然建設省がやるわけでございます。従つて、その土砂の問題につきましても、下水道の管渠の中にある土砂は建設省がやる。私の方の終末処理場には土砂はあまり入っておりませんので、そのことはあまり問題にならない。むしろ施設の復旧が最も重要である、かように私も考えております。

○溝井委員 ではそれはまた……。

○南條委員長 溝井君、労働大臣が三時からほかの委員会を回られるということでありまして、そのことを含みながら質問して下さい。

○溝井委員 次に御尋ねしますが、この土砂の処理費です。それから公衆便所、火葬場、屠場、こういうものは今度やはり相当災害を受けておりまして、これらのものは、厚生省は予算措置が何かで当面を糊塗しておるようになっていますが、こういうものはむしろ、私ははっきり法律にも書いてもらつて、そうしてはつきりする必要があるかと思ひます。この点は、厚生省はどうお考えになっておりますか。

○聖成説明員 二十八年災の際には、ただいま御指摘のような問題も、一応特別措置法に載せられておつたわけでございますが、今回は災害の規模が非常に大きい等の關係もございまして、当時いまだ十分に被害の状況が把握できなかったというふうな事案もございまして、先般小委員会でお答えいたしましたように、予備金によりまして措置するという一応大蔵省との話を付けておつたわけでございます。

○溝井委員 予備金で措置をするということになりますと、力の弱い厚生省ではなかなかうまくいかぬと思ひますので、こういう点は、予備金で措置をするということがはつきりわかつておれば、この際やはり法律にあげて、そうしてこういふところはなかなか予算が回らない——過去の実績において回っていないものは、はつきりこの際、災害のときには、復旧することが私は必要だと思ひます。

次は、医療機關の問題でございますが、先般国民健康保険の直営診療所というものが公的医療機関に入つておるけれども、それは補助金が従前の三分の一のまゝになっておるわけですが、公的医療機関を今度は二分の一にするのに、なぜ国保の診療所だけまづ子扱いするのかというの、私の主張です。ところがこれは、聞くところによると、国保の診療所には今まで医師の住宅その他についても補助金を見てきておるのだから、診療所が今度やられたといつても、今まで通りの、二分の一でなくて三分の一でいいのだ、こういう説なんです。そうすると、他の公的医療機関は二分の一の補助をするが、国保だけは、公的医療機関という名称がきちつとしておるにもかかわらず、三分の一でいくというの、これはやはり不合理だと思ひます。やはりこれは平等の、取り扱ひを、公的医療機関であるというなら、してやる必要があるのです。国保の直営診療所というものは、それは町のまん中にもあることはあります。多くはやはり農村部なんですね。そうしますと、やはりこういうところは私は早く復旧をして、この医療の万全を期する必要があると思ひますが、こ

ういう、大臣は一体どうお考えになっておられますか。

○渡邊国務大臣 国保の直営診療所の補助につきましては、昭和二十八年災と同様の措置をとつた次第でございます。

○溝井委員 二十八年災と同じですが、今度は直営診療所というものに二分の一のみやるのですから、国保も二分の一をやつても、この額は少し大した額ではないのです。私、厚生行政というものは、結局山も積もれば山となる式の行政が厚生行政だと思ひます。そういう意味で、そこあたり厚生省がはつきり割り切つていかないと、どうも問題があるような感じがするので、大臣どうですか。一つ、もう一回勇気を出して大蔵省当局に折衝をされて、公的医療機関並みに二分の一にやられる御意思はございせんか。

○渡邊国務大臣 現在のところ、考えておりません。

○溝井委員 それから次に、国民健康保険の一部負担金、あるいは保険料の減免に対する政府原案は八割を補助することにしておるわけですね。この際、全額補助したらどうか、こういう主張がございまして、これはこの前から太宰局長なかなか頑強にこれを否定されておられますが、少し論旨を変えて、では国民健康保険は十分の八でよろしかろう、そうすると、これと同じような健康保険なり、あるいは日雇労働者健康保険の保険料の、特に減免、これを政府はなぜ考えなかったのかということなんです。

○渡邊国務大臣 国保あるいは日雇労働者健康保険の保険料は本人負担分以外のものにつきましては、生活扶助による医療法、あるいは医療費の制

度によつて十分これを見ていきたい、こういう態度を現在とっております。

○太宰府委員 ただいまの大臣の御答弁にちよつと補足して申し上げます。国保と健康保険とは立て方が違つておることは前に申し上げましたから、あらためて申し上げませんが、そういうわけで、健康保険の方では家族養費として五割を支給いたしますが、その残りの分は保険給付の外でございます。つまり、その分につきましては、他の保険制度にない人たちと同じような立場になるわけでございます。従いまして、その分について保険制度として考えていくことは適當でない。先ほど大臣から御答弁がありまして、たように、そういう方でお困りのような場合がもしあるといたしますれば、医療費の方で十分やっておりますのではないかと、かように考えておる次第であります。

○溝井委員 健保の家族の五割は保険給付でないから、なお考えなければいかぬと思ひます。国保は支払いの最終責任者は、新しい国民健康保険の立法においては保険者なんです。ところが健康保険においては、五割の負担というものは保険者じゃないのです。本人だから、私は言うのです。逆なんです。国保は保険者が負担をするから、それはもう親方日のまるです。ところが、健康保険は、本人が家族においては半額を負担しなければならぬところに問題がある。問題は、今言った、国民健康保険では、保険料と今度一部負担金と両方免除していただくわけですね。本人は、給付は初診料の百円限度と入院しないわけですから、これ

度によつて十分これを見ていきたい、こういう態度を現在とっております。

○太宰府委員 ただいまの大臣の御答弁にちよつと補足して申し上げます。国保と健康保険とは立て方が違つておることは前に申し上げましたから、あらためて申し上げませんが、そういうわけで、健康保険の方では家族養費として五割を支給いたしますが、その残りの分は保険給付の外でございます。つまり、その分につきましては、他の保険制度にない人たちと同じような立場になるわけでございます。従いまして、その分について保険制度として考えていくことは適當でない。先ほど大臣から御答弁がありまして、たように、そういう方でお困りのような場合がもしあるといたしますれば、医療費の方で十分やっておりますのではないかと、かように考えておる次第であります。

はわずかです。ところが、保険料は一体どうするのだ、こういうことなんです。保険料は半分は事業主が持ちます。しかし半分は、本人が持たなければならぬのです。だから、健康保険と国民健康保険の差を、いろいろ立て方は違いますが、財政的な援助の状況から言うと、国保の方がはるかにいい。なぜならば、国保は療養給付の二割を負担します。五分の調整交付金を出します。ところが、健保は一体何を出しているか、何も出しておられない。日雇いには出してありますけれども、健保には何も出しておられない、十億しか出しておられぬ。こういう点からいって、立て方は違いますが、分析してみると、健康保険の家族というものも、国家的な立場から見れば、必ずしも国保にまさる有利な条件にはないでしょう。そういう点から見ますと、こういう際あなた方が医療保障を実現して福祉国家を作ろうとするならば、親心で、この際労働者分の保険料というものは、災害地については国がある程度見てやろうという政策を出しても悪くないと思う。健康保険組合や何かしていくのが二億くらいはあはずです。ああいうものをそこに回してやることでできると思うのです。そんなに何億円の保険料の減免措置というものは行なわれないと思うのです。これはわずかの金だと思ふのです。こういう点、どうも今の大臣の答弁なり太宰さんの答弁というものは、論理が合わないと思う。

○太宰府委員 保険料の方について御質問ございました。御承知の通り、健康保険の方は、被保険者がその事業場に働いて雇用関係が存続しております

す限りは、やはり給与なり賃金というものはもたらせておるわけでございませう。従いまして、国保のように、たとえばお百姓さんが働いておったが田畑が流された、あるいは商売しておった人が家もろともに流された、こういう場合と異なりまして、収入の道があるのではありません。そこで、制度の建前上、国保の分については保険料を減免し得るような措置を平素から予想して設けておるわけであります。健康保険の方については、そういうことを予想しての制度は設けてありません。ただ保険料を滞納した場合、この延滞金を、場合によっては免除し得るということにしたことだけでございませう。健康保険と国民健康保険は実態が違つておるわけがあります。

○溝井委員 実態が違つておるということもよくわかりますが、日雇いの人だつて健康保険に入つておられます。日雇い健康保険なんというものは、やはり、そのときそのとき、出たときに面着するわけで、印紙を張るわけですから、こういうところで、私は十分考慮の余地があると思う。どうも、あなた方はこれをやろうとしておりませんが、これも平行線のように思ひます。時間がありませんから、これ以上言ひませうが、健康保険なり、国民健康保険なり、共済組合等の総合調整の問題というものは、すでに今年の十月一日だつたのですか、内閣の社会保障制度審議会に答申までしておるのです。そういう時代ですから、こういうときに、やはり考える必要があるのです。こういうときに、そういう総合調整を一步步踏み出していくことは必要だと思ふのです。それを、あなた方は、すでに船

員保険法等の一部を改正する法律案といて、船員保険や厚生年金や失業保険や、みんな一緒に出してきていてはありませんか。そういう見地から考へても、こういうときにもっと日雇い保険とか、国保とか、健保とかを一つの土俵の中に集めていくという工作をやつておかなければならぬ。そのときになつて土俵にみんな上がれといつてもだめですから、災害のときに一つ一つ土俵の上を上げていけば、必ず一つの道を歩めることになるのだと思ふ。どうも、そういうところの深謀遠慮がないところに、厚生行政がだめな点があるんですよ。

次は生協です。この生活協同組合に対する災害の貸付金は、この前高田さんから、究極的には七百万か八百万あったらいいだろうという御意見があったのです。このくらのものならば、中小企業者には中小企業者にそれぞれ貸付があるし、それから医療機関も、あとで銀行局が来たら尋ねますが、あります。それから農家にもあります。そうすると、一体、地域なり職域の生活協同組合を作つて、自分たちの生活の向上をはかろうという、ささやかな願いをこめて作つたこういう組織に対して、この災害のときに国が何か見てやろうという親心がなかったら、これは話にならぬと思う。これは片手落ちの行政なんです。今まで、少なくとも一般会計から千万くらいの金を出しておつた。ところが、それがだんだん減つて、去年は八百万になつた。それも七百万か五百万に削られようとしたのを、われわれが大蔵省に陳情して、ようやく八百万円になつたといういきさつがあるのです。こういう

点、ヨーロッパ諸国に行つてごらん下さい、どこだつて生協運動というものがぐつと伸びておりますよ。生協運動が伸びていないのは日本だけです。これは、日本の賃金労働者なり、サラリーマンの生活条件が苦しいという証拠ですよ。そういう点で、これはこの際、大臣に特にお願いするのですが、社会党が生協に対する特別措置の法案を出しております。わずか七、八百万円で、一千万円の金は要らぬのです。大臣、どうですか、これを推進される御意思はありますか。

○渡邊国務大臣 仰せになりましたように、少額でありますので、特別な予算措置はとらなかつたわけであります。

○溝井委員 少額だから、一つしてもしらなければ困るのです。これは、政府の昭和三十四年度の予算が八百万円なんです。今度は災害にあつて共同施設その他の復旧があるのですから、その復旧をする金を貸してやりましょうという、これくらいの親心は行政にあつていいです。それが少額だから出しておらぬということですが、これは与党も考えるらしいですから、大臣も一つ、外から考えていただきたいと思ひます。

次は、今度の災害においては民間災害が多い。特に中小企業者なり、農家自体の災害、それから労働者なり、サラリーマンなりの家屋の被害が非常に多い。こういうことから、それらの被害者に国が自治体を通じて何ばか貸してみたらどうか。それは立法的に見ても、すでに地方財政法の五条に、自治体は金を貸すためには起債を起すことができないという条文があるのです。自治体が直接金を貸している例という

ものは少ないんですよ。少ないけれども、最近における資本主義の発展の状況から考へて、やはり国が金を貸しても悪くはないのです。南條委員長の話によると、どうも資本主義政党論としてはということ、資本主義政党論になつておつたようでありませうが、これは考へてみる必要がある。これは与党さんといろいろ折衝したが、なかなか一挙にいかない。そこでわれわれは苦肉の策として、世帯更生資金というのがあるわけですね。これは社会局の所管です。今度は世帯更生資金を、予算措置で一億五千万円の追加をやつていけるわけです。ところが、御存じの通り、世帯更生資金の借入れは、これはなかなか簡単にいかぬのです。私も、世帯更生資金の貸付をする審査の委員になつたことがありますが、まづ、ボーダー・ライン層、いわゆる低所得階層を中心に貸し付けるわけですね。そうすると、借りるときは事業計画を出さなければならぬ。ところが、その事業計画が未亡人やその他の人の作つたもので、ずさんなんです。なかなか金を貸すだけのりばな計画が出てこないのです。そこで、これは年々一を県が出したならば二を国が出て、今まで世帯更生運動の一環として更生資金を貸しておつた。ところが、まづ県が一を出し渡さうというところが一つの問題です。ところが、県が出しても、今言つた事業計画がうまくいかないために、なかなか貸し付けられないのです。従つて、年々歳々この金も余つて、予算折衝時期になると、いつも大蔵省から厚生省は怒られておるのです。それで、今度の災害によつて、県が一出したならば国は三出しま

しょう、こういうことになったのです。そうすると、一億五千万円を追加したから、多分六億くらいになると思うのです。そこで、私はここで提案なんです。この世帯更生資金の中をでき得べくんば二つに分けて、一つは、今まで通りの、いわゆる低所得階層に貸すことはよろしい、しかし、分けた半分の方は、これはボーダー・ライン層より少し上までのサラリーマンか中小企業や何かで、特に困る人があるならば一つ貸してあげましょう、民生委員とか児童委員の証明というものは要りません、自治体福祉事務所のケース・ワーカーが何かと相談すれば貸せるといふ、弾力的な運営をしなければならぬ。そういうことになると、これは総経費が六億くらいじゃ足らない。もう少し、これはやはり一億五千万円の追加を、もう二、三億くらいは追加する必要があると思う。こういう点で、われわれは、罹災地の困った人たちに、とりあえず立ち上げりのお金を貸そうという政策を幾分後退をして、現実的な、現在ある世帯更生資金をそういう形で活用をするというこゝとで一つ幕を引きたいのですが、これはどうですか。

たわけであります。しかし、この点は、私も今回御追加を願うことにいたしました。一億五千万円に關連する資金は、今ちょうど先生御指摘のうちに、ちょっと別のものにして、災害に關係した特殊な一つのワックといたしまして、その手続等につきましても、一般の世帯更生資金のような下から上に上がってきて、また下に下がっていくというふうなことでなく、むしろ積極的に、一定のワックを府県に与えまして、府県はこれを市町村社協に適當に被災の状況に応じて割り当てて即決できるような事務の運びにしたい、かように考えておるわけでございます。その事務的な手続、借りられない困難さというものは、従来の世帯更生資金よりは非常に解消されて参るかと思ひます。

それから、少し上まで貸してやったらどうかという御指摘でございますが、これはボーダー・ラインという定義がなかなかデリケートなものでございまして、別にボーダー・ライン層であることに変わりはないと思いますが、世帯更生資金の費目の一つには、生活費、従来三千万円であったのを、一月一万五千円程度まで――それは三カ月間でございますが、貸し出せるという取り扱いにいたしたいと思つております。その辺から御推察を願ひまして、若干従来のボーダー・ライン層というよりは上の階層まで広がります。私も、私どもももの考えておるわけでありまして、今御指摘のようなことは、この仕事の実施にあたりまして十分配慮をいたしまして、これを、補正予算を議決いただきましたならば運用をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

〇高田政府委員 世帯更生資金は、毎年案は要望に応じ切れないうちで、余つておりません。それから、今のなかなか借りられないという点につきましては、従来、御存じのように民生委員を通じて市町村社協に行きまして、そうして府県社協に行つて、府県社協が最終的な決定権を持つておりました。府県社協から市町村社協を通じて民生委員に返つてくる、そこに若干時日のたつたあれがあつたわけでありまして、しかし、この点は、私も今回御追加を願うことにいたしました。一億五千万円に關連する資金は、今ちょうど先生御指摘のうちに、ちょっと別のものにして、災害に關係した特殊な一つのワックといたしまして、その手続等につきましても、一般の世帯更生資金のような下から上に上がってきて、また下に下がっていくというふうなことでなく、むしろ積極的に、一定のワックを府県に与えまして、府県はこれを市町村社協に適當に被災の状況に応じて割り当てて即決できるような事務の運びにしたい、かように考えておるわけでございます。その事務的な手続、借りられない困難さというものは、従来の世帯更生資金よりは非常に解消されて参るかと思ひます。

〇高田政府委員 世帯更生資金は、毎年案は要望に応じ切れないうちで、余つておりません。それから、今のなかなか借りられないという点につきましては、従来、御存じのように民生委員を通じて市町村社協に行きまして、そうして府県社協に行つて、府県社協が最終的な決定権を持つておりました。府県社協から市町村社協を通じて民生委員に返つてくる、そこに若干時日のたつたあれがあつたわけでありまして、しかし、この点は、私も今回御追加を願うことにいたしました。一億五千万円に關連する資金は、今ちょうど先生御指摘のうちに、ちょっと別のものにして、災害に關係した特殊な一つのワックといたしまして、その手続等につきましても、一般の世帯更生資金のような下から上に上がってきて、また下に下がっていくというふうなことでなく、むしろ積極的に、一定のワックを府県に与えまして、府県はこれを市町村社協に適當に被災の状況に応じて割り当てて即決できるような事務の運びにしたい、かように考えておるわけでございます。その事務的な手続、借りられない困難さというものは、従来の世帯更生資金よりは非常に解消されて参るかと思ひます。

機関の利潤から考えて、それだけのものを順当には払えない。そこで、われわれとしては、二年据置の十年の返還という案を出しておるわけです。ところがあなたの方は、一年と七年と、こうおっしゃいますが、それを据置期間二年、償還八年、計十年くらいにしますると、百五十万円借りても一年十五万円プラス利子、こういう形になります。そのくらいのものであれば、月一万円ちょっと払えばいいのですから、何

とかできるのじゃないかと思う。最近における社会医療の進展は、医療機関の医師においてもサリーマン化の傾向が非常に強くなってきて、普通の中小企業者と非常に異なった情勢が出てきておる。そういう点から考えて、こういう新しい立法——二十八年にわれわれが作って、あなた方がこれを動かさなかったものですが、この新しい立法をや、やがてこれが医療金融公庫という思想の核となって発展していく要素を持つておる。そういう点から考えて、据置期間二年、償還八年にする意思はないかどうか。これは厚生大臣にもあわせてお聞きしたい点です。

○渡邊国務大臣 御意見の通り、医療機関というものは、医療法の第七条第二項によりまして営利機関ではございませんので、できるならば、医療金融公庫というような機関を創設いたしまして、低利長期にわたる金融機関を作っていくかと思っております。

○大月説明員 医療の特殊性につきましては、かねがねわれわれも厚生省からお話を承っておりますのでございまして、相当考慮を払う必要があると考えております。ただ、現在の段階におきまして、金融の面から申し上げますれば、たとえば一点単価の問題あるいは税法上の問題とか、いろいろの問題と総合して考えるべきことだと考えるわけではございまして、金融の面だけをやらなくすれば、それでいいというものではございません。そういう意味におきまして、ただいまお話のございました据置期間を延ばし、あるいは貸付期間を延ばすという問題につきましても、これはあるいは程度問題かと存じますけれども、たとえば、われわれ

が考えておりますところでは、町並みに八百屋さんがある、自転車屋さんがある、その間に病院が建つておる、やはり同じ町並みにおきまして今回相当の優遇措置を考えておるわけではございまして、隣の八百屋さん、自転車屋さんの方から見れば、どうしてお医者さんだけ優遇するんだ、こういうことにもなると思ひます。特に、同じように同じ町で災害を受けておるということもございしますので、やはり若干の優遇はいたすといいたしまして、あまり極端なこともできないのではないかと、そういう意味におきまして、据置期間あるいは貸付期間につきましても、特例は設けてあるわけではございまして、この辺のところでお考え願ひえらばというのが、われわれの希望であります。

○滝井委員 これ以上言いませんが、問題は、その据置期間と償還の期間をもう少しお願ひをいたしたいと思ふのです。これでやめます。

○南條委員長 八木一男君。

○八木(一男)委員 労働大臣に御質問を申し上げたいと存じます。厚生大臣に御質問もありませんけれども、労働大臣にお待ち願ひいたしましたので、先に労働大臣に御質問いたします。時間がないことはわかっておりますから、端的に申し上げますけれども、すばつと率直に、それは賛成であるというふうな御答弁を、時間を要さないでしていただきたいと思います。まず、先ほど滝井委員御質問の問題との関連でございしますが、国民健康保険について、災害救助法を出した市町村で、国民健康保険法の条文に従ひまして、本人負担、一部負担の減免を、あるいは保険料の減免をした。そ

ういうことによつて国庫の方から国民健康保険の会計に補助をするという法律が出ていたことは、労働大臣御承知の通りであります。それは非常に善政であつて、悪いことじゃない。ただその程度が、十割しなければならぬのに八割というふうな、ちびた点はちよつと物足りないものでありますけれども、これはいいことだと思ふ。そこで、国民健康保険の被保険者には、その減免に対して補てんがあつて、減免が順調に行なわれるような特例法が出ておる。ところが、健康保険法や日雇労働者健康保険法の被保険者なり被扶養者なりは、そういうものが全然考えられていないわけですね。なぜ考えなかったかというのを厚生省に申し上げますと、法律の建前が、片一方は自動的に減免ができるようになっておるが、片一方は、そういう書き方になっておらないからというふうな法律的な説明をされるわけですね。ところが法律だけで言いますと、減免の補てんの法律もそういう書き方になっていないわけですね。そういう書き方になっていないから特例法というものを出した。いろいろな御答弁をなさるかどうかわかりませんが、とにかく、それでは不十分であるから補てんの特例法を出した。今までの法律の態勢じゃないに、災害が起つたときの、そういう関係者を救おうという建前で今度の政府の特例の立法が出、野党の特別の立法が出、審議しているわけですね。ですから、法律の建前なんというものは飛んでしまつていくわけですね。事態に対処するために、いかにして特例法を出すか、いかにして特別の行政措置をするかということになつておるわけですね。問題は、ほかの

ものと同じようにそういうことが必要であるかどうかという点、その問題にしばられるわけですね。現行法の法律の書き方がどうかという問題は飛んでおるわけですね。そうなる、片方は補てんで、国民健康保険ではほとんど安心して減免をする、本人負担も保険料も減免をする。ところが健康保険法や日雇労働者健康保険法ではこれがない。健康保険法の七人とか十人くらいの零細企業の場合には、国民健康保険の被保険者よりも生活の苦しい人が多いし、日雇い労働者健康保険の被保険者に至つては、国民健康保険の被保険者よりも生活が苦しい人たちがいます。その人たちに何もしないで、それでよろしいというふうなことであつてはいかぬと思う。それは厚生省の所管でありますけれども、保護の任務に当たるべき所管の労働省が、そういうことをほんやりしておられて出されたい。出すことを厚生省と協力して推進しないというふうなことは、とてもない間違いだと思ふ。そういうことについての労働大臣のお考えを伺いたい。

○松野国務大臣 そばに厚生大臣がおられますから、厚生大臣から正確なお答えをいただければ……。先ほどもお答えになったようであります。特に労働大臣に御質問ですからお答え申し上げます。その趣旨として、災害地の方の負担を軽くすること、これは趣旨として私は反対でございせん。ただ、そのやり方と方法と限度が、私は問題だらうと思ひます。非常に大きな災害を受けて死傷者も出たという大きな災害のときに、あるいはその限度というものが私は問題だらうと思ふ。もう一

つは、やはり保険経理の会計を使うようになりますと、保険経理の計算ができておるので、その中で余裕分を最大限に使うという保険経理の方の限度というものを考えたいだかないで、何でもいから、あるものをみながら使つてしまふといふ、それは私の方の失業保険法の方にもある千分の十六という、平均基準によつて全国民からの掛金をお預かりしておるものを、金があるからみな使つてしまふといふことと同じで、来年からの失業保険の方はどうなるのかということ、経理のやり方の問題になる。ただ、やり方と方法は、やはり行政官として全国民の九千万の国民に納得してもらつたというために九千万の人が困るということでは主客転倒の立場もございまいし、うが、これは心の持ち方としては同じであります。ただ、やり方と方法は立場もありまいし、私も全国民からお預かりしておる保険金ですから、ただ一部の人のためにやつてしまつては、あとの九千万が困るので、これは限度があるのじゃないか。これは厚生省の関係もございまいし、うが、いづれ私の方は失業保険法という、八木委員の御質問がございまして、ことにも関連をしてお答えしますが、どうかその辺の立場もお考えいただきたい。こちらもうそういう意味で、そのような気持を私は持つております。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁は大へん不満な点もありますけれども、与党の大臣としては一応筋が通つておると思ふ。ところが、限度というものをとおしやつたけれども、限度も

何もない、からつきしゼロです。何かちよつとでもやっておるなら限度ということもあるのですが、何もやっていないのですよ。ですから、これは困るわけですね。だから、厚生大臣にはさんざんお願いしております。厚生大臣も大蔵省と一対一で渡り合うには、やはり相当息切れをするでしょうから、労働大臣が厚生大臣に加勢をして、しり押して大蔵省を押しまくって、何となく、何もゼロということじゃなしに、とにかく、それができるようにしてもらいたい。健康保険の被保険者が本人負担に耐えられない、被扶養者が耐えられないという場合にそれが軽減されるような措置、また、保険料の納入に耐えられない場合の措置、そういうことをぜひ推進していただきたいというところなんです。それについて一つ労働大臣のお答えを願いたい。

○松野国務大臣 ただいま、実は八木委員のお話初めてでありまして、厚生大臣とまだそこまで打ち合せて話しかけておりませんが、厚生大臣が非常に必要だというお話があれば、これは御趣旨のように、私も社労の同じ精神の中にあるので、あまり変わったものじゃございませんで、私も同じ気持ちであります。しかし、それは厚生省と検討の上で、またお話をいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、綱島委員長代理着席〕

○八木(一男)委員 実際のやり方、方法を申し上げますと、健康保険法や日雇労働者健康保険法や船員保険法の家族の給付率は五割というふうになっておるものを、七割に上げる、あるいは八割もけっこうです。上の方はけっ

こうですが、とにかく上げる。それから災害地の被災者のそういう被保険者は一定期間減免をするということですね。ところで大蔵省の主計官にこの間ちよつと質問したことがあります。厚生大臣はそばにおられたかどうか、たしか保険局長はそばにおられた。とんでもないことを言うのです。それはいいのだ、向こうの方は賃金があるから払えるのだと言う。現金があるから払えるけれども、災害による他の支出負担があるから、被用者の方も払にくいじゃないかと言うと、払にくいけれども払え、そのうちに払うことによつて会社はつぶれるかもしれない、つぶれたらその人はひとりで国民健康保険に入る、だから、そのときは医療費は国民健康保険の適用を受けるからいいじゃないか、これは大蔵省の主計官が言ったことです。これは厚生大臣も労働大臣も考えてもらいたいことです。とんでもないことです。

形式的に賃金を払っているから払うのだ、払うことによつて会社がつぶれるもかまわない、経営者が困ってもかまわない、首になって失業した労働者が困ってもかまわない、そういう建前で主計局が返事をしておる。これは全部じゃない、その一員です。そういう考え方の大蔵省ですから、これはやはり閣僚として、国務大臣として、渡邊さんも松野さんもその誤りを変えていたで、それではいいかぬということでこの問題に対処していただかなければならぬ。

それから、そこまで言つてしまうと困るのですけれども、厚生大臣に申し上げてから、あとで、事と次第によつては、労働大臣にもう一回おいで願ひますが、厚生大臣に全面的に協力して大蔵大臣に当たるといふこの問題について、一言言明しておいていただきたいと思ひます。

○松野国務大臣 これは厚生大臣が、当然妥当である、どうしてもこれはやりたいという御趣旨の御決定がございしたら、私は厚生大臣と同じ立場です。喜んで御協力いたします。

なお、後ほどと言われますけれども、私の質問は一括してお願ひできれば幸いだと思ひます。いづれ議論も出ましようが……。私の方は、実は日雇いの失業保険の問題と同じ趣旨のものでございしますが、これは労働省としては、やはり失業保険料が納められるような所得を与えるようにすべきであるという趣旨で、今回は、日雇いの失業保険は、職安に出頭ができなかった期限はある程度特別な方法を考えまして、相当な所得を保障するような格好で勤労日数をふやしております。失業保険の保険料にさわるよりも、本人に所得を与える方が労働省としては妥当だ、八円か十円か保険料を免除するよりも、三百数十円の雇用賃金を与える方がよりベターだと考えて、労働省はそういうような措置をしておりますので、いづれ、今後欠席中質問があるかもしれませんけれども、これでがんばるを願えれば非常に幸いだと思ひます。

○八木(一男)委員 今の御措置、これは非常にけっこうなことですが、これでも、十分なものでなければいけないと思ひますから、考えておられることをもつとどんどんおやりいただきたいと思ひます。

それから、失業保険法に移ります。失業保険法の特例法を出しになったのは非常にいいですけれども、中が非常に不十分だ。たとえば、事業所が閉鎖されたときに、休業とみなして失業保険金を給付する。それだけでは十分に救えないのであつて、労働者のところが災害を受けたときに、事業所は動いていても、そこにいけないということがある。それから、両方とも休業するまでの災害を受けていなくても、まんな交通機関、道路も鉄道もみんなとまってしまつて行けないということまで対処しなければ、これは十分なものではない。事業所が閉鎖したときに休業とみなすという考え方は、当然自分の家がだめになつて、通えないときも入るべきだと思ひます。そういうところまで拡大していただかなければならぬと思ひます。さつきと同じ御答弁なら要りませんけれども、日雇い失業者の場合には事業所というものがな

いわけです。ですから、そういう人たちは居住地本位でこの問題を考えていただかないと、失業保険の特例法は全然日雇い労働者には役に立たないということになる。そういうことを拡大していただく必要があるということが一つ。

もう一つは、待期日数の問題。これについては、待期というものがあつたために、その間の生活が失業保険金でまかなえないという非常に重大な欠点があるわけでありまして、それについては、またバランス論、限度論ということをお出しになるだろうと思ひますけれども、とにかく、一定期間、一定地域の非常な災害をこうむつた人たちです。その限度論、バランス論も政

治的に乗り越えて、その待期日数というものはなしにして、初めから失業保険金を出すというふうなあたたい御配慮に立たせないと、労働者に対するサービス官庁の主宰者としてのお立場がよいんじゃないかと思ひます。ぜひその待期日数の短縮という問題についてお考えをいただきたい。それから、本人が災害を受けたときを入れる、それから、日雇い労働者の場合は、特にこれを入れるなければ対象にならない、そういうことも考えていただ

く。先ほどおっしゃいましたあたたい善政は、最大限に急速にたくさんやつていただくということをお願いしたいと思ひます。

○松野国務大臣 大事な三つのことですからお答えいたします。

第一の、日雇いの方は、実は居住地が非常に災害を受けて職安に出勤ができな

いという場合には、出勤した日からさかのぼつてある程度の日数を加味いたしました。従つて、法案は提案をいたしておりましたが、日雇いの方は、御承知のごとくある程度その地区内ならばできますので、これはいたしました。

第二番目の、交通途絶のために、事業所は災害を受けていないが、通勤ができないという方につきましては、実は事業所は支払い能力があるわけでありまして、事業所の人々が非常に冷酷で、出勤しなければ払わないと言われれば、これは別でありまして、一般的に、やはり雇用者と被用者という立場ですから、あたたい親心で、これは支払いをしていただくものだ、こういう趣旨で、実は各職安及び基

局を通じて調査いたしましたところ、やはり災害という大きな問題のために、全国民の同情と、あたたかい心持が使用者にもございまして、大体六割の休業補償、失業保険と同程度のものをほとんど支払いたいというところ、どうしても財政上支払いができません。という事業所は別であります。しかし、ほとんどのものは、今日事業所はやられていないのですから、支払い能力があるわけです。大体調査いたしましたところ、ちょうど六割限度をもって休業補償の支払いをほとんどやっております。従って、失業保険と同程度のものを事業者負担していただいたということは、愛情を持たれたせいでろうと思えます。ただいまのところ、大きな問題は私どものところにきておりません。どうしても払えないという方は、支払い能力がないのか、払わないかというのを基準局でたまたま調査いたしておりますが、今のところ大きな問題は出ておりません。

第三番目の失業保険の待期日数、これは、八木さん御承知のごとく、失業保険金は、実は長い失業を対象にして三月、六月、七月、九月、十一月という将来の生活保障ですから、一日休んだから失業保険金とくると言われるのは、別に日雇いの方でそういう趣旨があるわけでありまして。一般の雇用は長期契約ですから、その意味で千分の十六という保険経理を立ててやっておりますので、これは待期日数をゼロにしろというのなら、日雇いの方の計算に当てはまると思えます。失業保険金というものは、それは無理である。それを、もし撤廃しろと言われるなら非

常に大きな問題が起きて、とても保険財政ではやれない。事務もできません。三日休んだから三日分の保険金をくれ、これでは事務もむずかしいので、一週間に一回だけ職安に来ていただけ、あとは本人の失業とみなすという行政的措置をとっている。一日ごとに来いというのでは日雇いの方の仕事と同じになってしまふ。逆算でいかなければ、とてもこの趣旨が合わないから、今回は長期の、非常にお困りの方をまず、職安で拾おうとして特例法を出したので、その趣旨に合致していかないと別のものになってしまふ。また、計算ができません。事務も煩瑣で正確を期することができません。今日日雇いでも非常に事務が繁雑で、七円の切手を張って、やっと日雇いの失業保険をやっている状況で、賃金も雇用者もばらばらの方を一人々々職安で調査するということは、とてもできるものではない。従って、短期のものではありませんが、従って、短期のものは多少の疑義はございまいしょうけれども、長期なもの、長い間失業された方に対して今回の温情ある措置をとるならば、まず本身においては九十九点だけけるのはなからうか、百点とは申しません。政府の行政で大部分の本身が救われたならば、災害地の方も納得していただけるのではなからうか、こういう趣旨であります。以上三點、はなはだ簡単にございしますが、お答えして、私どもの方法と趣旨に御賛成いただきたいと考えております。

○八木(一男)委員 簡単に終わります。今九十九点と言われましたけれども、九十九点なら百点とられたらいいんです。その一点というところが、一番しわ寄せを食う一番お気の毒な人に当たるわけです。たとえば、今の金がなくて事業者が払ってくれないところは基準局でやっていると言われるが、そういうところに限って賃金は安い、賞与なんかなし、困っている労働者なんです。ですから、ほんのちよつとだからいいじゃないかと言われども、ほんのちよつとだから財政負担もほんのちよつとだ。そして、その対象は、一番救われなければ、援助の手が差し伸べられなければならぬ相手なんです。比較的ましな方の人を大体救ったから、一番それより気の毒な人は抜けてもいいというところは、政治の要諦ではないかと思う。一番しわ寄せな人が残って、あとが全部助かったというところはない。ところが一番気の毒な人が残る。それをやろうとすれば、ちよつと法律を変えて、ほんのちよつとと一筋大蔵省に考えてもらえばできることです。また、失業保険会計自体でも今黒字ですから、できないことはありません。しかし、それは将来の全体の失業保険のために使うという労働大臣の精神はいいです。もちろん、こういうことを言ったのは、災害というものは国の責任なんだから国が直接やる。ただ、便宜上、失業保険を通じてそういうことをやった場合には、当然財源補てんは大蔵省の一般財源からしなければならぬ。ほかのことに計算された失業保険の金を、そういうことにやるというものは本則としてはよくない。それはやっておいて補てんを要求されればいい。そして全体の災害については、当然国の全体の災害ですから、ほんのちよつとだけそれを入れて、そして全部通勤者の人も入れていただきたい。待期の問題も同じであり

ます。そのくらいのことではたえないうおっしゃるかもしれないけれども、そのくらいのことではたえないう労働者に、一番手を差し伸べなければならぬ。七日分くらいのことではたえないう。標準報酬が多ければ、七日分くらいのことではたえないう。形式的には案でしよう。ところが、それが一番たえないう人、一番あげなければならぬ。そういう意味でも待期を詰めていただきたい。実務上繁雑とおっしゃいました。繁雑でございまして、う。こういう災害のときに労働者関係の方々は非常に忙しいのはわかっていますけれども、その事務を克服していただいて、待期日数を縮めていただかなければならぬ。そういうことで、反論はなさらないで、私の申し上げることに松野さんは趣旨として御賛成だろと思うので、今後最大の努力をするという御表現をなさっていただければ、私の質問はここで一応中絶して伊藤さんにかわつて、それから渡邊さんに御質問いたします。

○松野国務大臣 御趣旨はよくわかりましたから、尊重いたします。結論は、本日は私は申し上げられませんが、ただいまの質疑に私が答えしたこと、考えていただきたいと思ひます。

○伊藤(一男)委員 ただいまの八木さんの御質問に関連して、私は一言だけ大臣に要望を兼ねてお考えを伺つておきたいと思ひます。

今度の災害で直接あるいはまた間接に、災害によつて、特に中小企業あるいはまたそれ以下の零細企業では首切りや賃下げ、賃金の遅配などが非常に憂慮されているわけで、現実にはそういう問題もございまして、それについて政府は、今度の特別措置法の中では、失業保険の特別措置法以外に、こういう労働者に対して、特に五人未満の事業所の労働者に対して、何か対策をお考えになっておりますか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○松野国務大臣 今回、特に災害地につきましても、基準局を通じて、賃金の支払い状況には非常に関心を持つて調査しております。非常に悪い状況があるなら、これはできるだけ努力をして、刑罰を課するばかりが趣旨ではございせんので、使用者の状況、内容を比較して私の方は措置をするつもりでございまして、幸い、今回つと賃金の支払い状況を見ますと、今のところは、ある程度の災害——工場が災害を受けておらないところは、大体においてやはり温情をもって支払いをしていただいております。全部受けた報告をいただいたところ、全部受けております。なお、工場が災害を受けたところは、きょうの、ただいまの八木委員との質疑応答のように、失業保険で政府が肩がわりをして賃金を払っておりますので、この二つは大体において——特別の場合はたまたま調査しておりますが、大体今のところ順調にあり、使用者の方でも災害の本義をよく考えていただいて、そういう冷酷な、賃金の支払いを無理におくらせるというふうな状況は出ておりません。今後出ましたらば、私も、基準法ばかりをきざらざる意味ではございせん。使用者の内容と経理を調べながら、賃金だけは支払いをおくらせないように、最後になると基準法というのがあります、賃金の支払いのおくれた場合の罰則というものがござ

○伊藤(よ)委員 お話でわかりました
が、私は、特に五人未満の小さい事業
所なんかの労働者の声というものは、
なかなか届きませんし、現実には失業保
険にも入っていないようなところをご
ざいますので、そういうところは特に
御考慮をいただいて、今後あたたかい
措置を労働者の保護について特に
願ひしておきたいと思うのでござい
ます。

○角屋委員 関連して労働大臣に、御出席でありますので、特に希望かたがた御質問申し上げたいと思うのです。これは、先般の災害地特別委員会の場合に、農林大臣にもいろいろお伺いしたのですが、当時労働大臣おいでになりましたので、この機会にお伺いしたいと思います。三重県の南部方面の真珠の従業員の問題で、これは前から私希望しておるのですけれども、御承知の、通常の場合において、大半の従業員は三カ月くらい事業の関係で空間があくのです。それで、こういう三カ月ないし四カ月空間が定期的にあくということによって、一家の支柱として生計をささえていかなければならぬ従業員の場合は、ああいう農漁村地帯では非常に困るわけです。従って、こういう原始産業の雇用労働者の労働条件の場合に、失業保険法の適用という問題については、これはやはり十分の配慮をしてもらう必要があるのじゃないか。この点については、農林省として

聞いてみると、あるいは数百人の者が志摩町から志摩のミカン工場に働きに行っておるとか、いろいろな状態が出ておるといふことを聞いておる。そういう点で、近代産業あるいは商工業等のはっきりした失業保険の適用を受け

るような条件の者については、それ相
当の配慮がなされるということになる
が、特に第一次産業、原始産業との関
係で雇用関係にあった人々は、この失
業保険適用の問題にも、今まで指摘し
ましたようにいろいろな問題が現実にあ
りますし、同時に、そういうところでは
経済基盤が弱いものですから、たち
まち長期、失業状態に追い込まれる。

こういう問題が現実に出てきておるわけです。これは単に真珠労働者ばかりではなしに、漁業関係でも、山林労働者の場合でも言えると思うのですが、そういう状態については、それぞれ災害県の実態、労働情勢といえますか、雇用情勢といえますか、そういうものについては十分精査されて、そういう地域で失業状態に追い込まれておる者の労働対策をどうするかという点については、十分御配慮を願っておると思うのだけれども、これは、やはりこの機会にどうしていくつもりなのかということをお伺いしておかなければなら

○松野国務大臣 農漁村は強制適用には入っておりません。といって、失業保険法から全然除外するわけではございません。雇用関係が明確になっておること、それから、なおかつその状況が六カ月以上雇用が継続するという

こととそれからもう一つ、そういう条件が備われば任意加入の制度をあげておりまして、ある地方におきましては、山林労働者であろうと、あるいは漁業者であろうと加入されておる地方もございます。たまたまそういう雇用関係は、六カ月以上の継続勤務というふうな状況、それから加入がおくれておられた方にはまことにお気の毒でござ

ざいますけれども、制度としてこれを閉ざして入れないというわけではございません。なお、今後これを強制加入にするかどうかとか、あるいは、もう少し加入を促進したらどうかということについては、私も検討する余地はあると思いますけれども、今までの制度で、全然入れないのだという制度の立て方じゃございません。従って、今回三重県の場合には、そういう希望が多いということを聞きまして、私の方では、今日直ちに加入ということとはちよっと間に合いませんので、さしたり失対事業、あるいは、たまたま農

かいうものを起こして吸収していただく、こういうことは地方の市町村の方に御照会いたしておりますので、制度としてはそういうものを閉ざしておるというわけではございません。たまたま今日までおくれておったことは認め

ます。なお検討の余地あることも重々私考えておりますので、今後何らかの方法で奨励をしていながら改善をしなければならぬと考えております。今日まで労働省が閉ざしておったというわけではございません。入っておられる方も今日ございます。

○角屋委員　今労働大臣のお答えを聞きますと、問題が前進するように受け

取れるわけですが、これは県の関係あるいは出先の関係等についても、こういう一年間のうちで数カ月定期的に雇用関係の切れるものについては、これは失業保険法の解釈からいって、適用の対象に、原始産業の場合ならぬのだ、こういう答弁をいただいておりますので、それらの問題は、今大臣の答弁を聞くと、門戸は開放されておるやに言われるわけですけれども、これは今日ただいまの災害対策としての問題でありませんが、たまたま関連しましたのでお伺いしましたけれども、これらの点は、前々から農林省

の調査を通じて万遺憾なきを期するよう希望しておきたいと思ひます。

○八木(一男)委員 厚生大臣にお待ちいただいて恐縮でございました。今角屋委員の労働大臣に対する質問と同じことでございますが、そのような山

林労働者とか、あるいは漁業労働者が、失業保険がないために困っているということと同様に、健康保険制度もなくて困っているという事態も非常にあるわけです。それにきまして、どうか一つできるだけの知恵をしぼっていただいて、急速にそういう社会保険が日の当たらない労働者に適用されるように御配慮いただきたいと思ひます。

まするが、厚生大臣のお考えを承りたい。

○渡邊国務大臣 御承知の通り、三十五年度中におきまして全部皆保険の対象にいたしたいと存じます。さよう御了承願いたいと思います。

○八木（一男）委員 実は、国民皆保険の制度といわれますけれども、それとちよつと状況が違うのです。というのは、労働者の場合には、使用主が保険料を半分負担するということが、健康保険で御承知の通りございます。それからもう一つ、労働者本人の場合には十割給付だという条件がございます。

そういう点で、労働者の保険の方が、労働者本人にとってははるかによい条件であります。はるかによい条件にあるのは、歴史的な労使の關係上から出てきた問題でございます。特に生産手段を持っていない労働者の場合には、いろいろと困った問題が起こるので、実態から見てもそういうことが必要なので、わけです。でございますからして、国民健康保険の一般の対象としてお考えにならないで、労働者というものにとてはまるものは、できるだけ労働者

の健康保険制度、それを適用するよう
にしていきたいわけです。それで
お願いしているわけでございます
が、直ちに具体的にどうという御
答弁は必要ございませんが、そう
いうことを極力検討していただい
て、そういうふうに進めたいとい
うようなお考えを承らしていただ
きたいわけであり
ます。

○渡邊國務大臣 さような趣旨において努力いたします。

○八木（一男）委員 それでは、前から予定していました質問の方に入りたいと思います。

まずその前に、きょう福祉年金につ
いての特例法をお出しになった。これ
は、ほかの点で非常に欠陥のあった厚生
生省の対策でございますが、この点は
非常にいい法律を出していただいたと
思います。厚生大臣並びに関係者の方
の御努力に対しまして敬意を表したい
と思います。

それから、先ほど労働大臣に御質問申し上げたことと同じことでございますが、何回も厚生大臣にも申し上げましたし、厚生省の保険局長にも申し上げたわけでございますが、今の健康保

険あるいは日雇い労働者健康保険に對して、本人に保険料の減免が及ばないということは、ほんとうに、どう考えても、ただ法律的な小さな解釈でいろいろな答弁されようとも、どうしてもアンバランスであるということは、明らかにアンバランスなものをアンバランスでなくする御努力を、一つ厚生大臣に、ぜひ迅速に強力にしていだきたいと思ひます。それについてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○渡邊國務大臣 先般来しばしは御質問がありました点につきまして、私は、検討すると、こう申しております。自来いろいろと研究をいたしておった次第でございます。しかしながら、これは現在直ちに御要望には沿いかねるような次第でございます。今、災害救助法によるところの医療給付、あるいはまた、長期にわたりまして

は、生活保護法によるところの貸付制度あるいはまた給付の道を考えておるようなわけであります。

○綱島委員長代理　八木委員にちよつと申し上げます。大臣は、参議院で三

時四十五分が予算の採決だそうで、そのときにはどうしても、予算委員会から呼びに参つておりますから、そのおつもりでどうぞ。

○八木（一男）委員 承知いたしました。

今御答弁がちょっと聞きにくかったわけですが、医療貸付と、生活保護法の医療扶助で、できるだけ対処

○渡邊國務大臣　そうでございます。
○八木（一男）委員　その医療貸付とい
うようなことでは断じて承服ができな
いのか、という御答弁でございま
すか。

いのです。私どもは、健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法の特例法を出していただかなければ承服はできないのでありますけれども、それははたかく論議したら平行線になりますから、その態度は厳然として残しておいて、次に入ります。

医療貸付あるいは医療扶助で対処するとおっしゃいますけれども、それはどういうふう具体的に医療扶助や医療貸付を動かして、そういうような不公平な目にあつた人に対処されるのか、具体的な点についてちょっと。

○高田政府委員　具体的という御質問の御趣旨を私あるいは取り違えておるのかもしれません、医療扶助でございますれば、やはり福祉事務所等、それから医療費の貸付でございますれば、先ほど申し上げましたように、民生委員のあれでお貸しする、こういうこととでございます。

○八木（一男）委員　それだと、特にやつたことにならないのです。そういう制度は初めからあるのですから。それから労働者には国民健康保険の被保険者と非常にアンバランスであつた。あるいはまた、労働者でもないけれども、国民健康保険のなかつた地域の住民であつたということのために、アンバランスを埋めるために具体的措置をとらなければならぬ。それは前からあつた制度です。そこで、たとえば医療扶助のときには、社会党の出した生活保障法案のように、遠くに扶養義務者があつたからどうのこうのといふことは言わないで、それをすぐ適用するといふようなことをするというなら、まだ百分の一ほどわれわれの考え方を率直に受けて取られて努力されたといふことになる。

る。それからもう一つ、医療貸付制度については、世帯更生資金では政府の方の率を上げられまして、七割五分にされました。ところが、医療貸付では三分の二のままです。先ほど滝井君の質問に、医療貸付も残っていると言われた。残っている原因は、府県の負担が多いから府県がけちけちしたり、赤字があると出し渋ったりするから、残っている。もう一つは、こういう制度を知らない方に知らせる人の努力が足りないということで、残っている。

そこでそういうことがスムーズにいくように、府県負担分を当然高く引き上げる。医療貸付の国の負担分を上げる。世帯更生資金でやったことが、医療貸付でできないことはないはずで、行政措置でできるはずで、それを上げてやる、だから府県は一生懸命なやれとしりをたたく。それで先方がばやばやしたり、民生委員がいじ悪をし

ないように、行政指導を強力にやるということをされれば、国民健康保険以外の人が、手術を受けたいけれども、金がなくて延ばそうと思っているうちに、盲腸炎がひどくなって死んでしま

うということが幾分でも減ることになる。だから、そういうような医療貸付でやられるなら、少なくとも国の負担分の率を上げる。それから大蔵省にもう一度交渉して、使っておるならそれだけ補てんするというようなことを取りつける。それから、そういうような運用を迅速に、親切に、簡便にやると

いうことが必要だろうと思います。そのくらいのことではなさなければ、これだけ大きなアンパランスに対して、とんでもないことになります。それは渡邊厚生大臣のあたたい心情と、政

治力と熱意をもってすれば、今からでもできることだと思ひます。ぜひそういふことを実現しますといふことを、一つ厚生大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○渡邊國務大臣　お説の通り、指導面におきましては十分行き届いた措置をいたしたい、かように思つております。ただ、國の負担分が四分の三になりまして、地方財政ともならみ合わせまして十分な措置をとつていきたいと考えております。

○八木(一)男委員 それから、生活保護法の医療扶助を適用するときに、片方の、財産については非常に配慮された通牒をすでに出しておられますから、いいのですけれども、当委員会では与野党で相談して決議案を出すことになって、大体そういうことも入ることになると思いますが、そういうときに、遠方における被扶養者を厳重に追及

して、それで医療扶助の適用がおくれたり、遠方におるために急に切りかえができない人をひどい目にあわすといふようなことのないように、しばらくの間はそういう人がいなかったものと

して医療扶助を適用されるというようなことも、これは大臣なり局長の御配慮でできると思いますから、そういう点についてのお考えを承りたい。

○高田政府委員　先生にもごらんいただきましたのですが、基本的な通牒に、期待できる扶養義務者ということもはっきり書いてございます。それから同一世帯ということが、何といったも原則でございます。それは生活保護法を貫いておる原則の一つでございます。それから、話し合いでやりなさいということも書いてございますが、先

生が先般来おあげになっておりますよ
うな事例の、東京に扶養義務者がある
からといって、兄弟がおるからといっ
て、これを追求するために医療扶助を
かけないというようなことは、これは
ないと私は確信しておりますし、ま
た、ないように指導をいたしたいと考
えます。

○八木(一男)委員 厚生大臣はどうで
ございましょうか。

○渡邊國務大臣 ただいま事務当局か
ら申しましたように、事態に即しまし
て応急措置をとる、かようなつもりで
おります。

○八木(一男)委員 次に、被災者援護
法の方で弔慰金、見舞金を出すとい
うことを絶対にしなければならぬの
に、政府がそういうことをやっておら
れないのは非常に遺憾であります。そ
れについて益谷副総理と渡邊厚生大臣
は、これから最大の努力をすると言わ
れた。努力を生かしていただきたい。
それから貸付金についても最大の努力
をすると言われた。それでわれわれの
考えでは、無利子、無担保、無保証で、
すぐ百億円の金を被災地の人に貸し付
けてほしいと思うのであります。とこ
ろが、それに対する世帯更生資金の要
件であります。これがあまりにもき
びしく、金額も少ない。一億五千万円
増というのでは足りない。私も与
党の方と一生懸命折衝いたしまして、
それをふやす努力をいたしておりま
す。厚生省自体もふやす努力をしてい
ただく必要がある。世帯更生資金の貸
付金の金額をふやす努力を、大蔵省に
対して最大限にしていただかなければ
ならぬ。それからもう一つ、それじゃ
幾らと言ったことができないければ、厚生

省の方で各府県から要求があったもの
を全部やる、やったものの穴埋めは大
蔵省が必ずやるんだというところは、取
りついていただかなければ困ると思
う。もう一つは、先ほど三対一の比率
で、府県に三の補助をやる、七割五分
の補助をやると言われたけれども、こ
れは今言ったような見舞金、弔慰金、
百億円の無利子、無担保の貸付金とい
うような問題は、再三与党と話し合
い、政府とも話し合っている問題で
す。そうすると、七割五分の政府負担
は少ない。大蔵省の連中は、それでも
ふやしたと言いかもしれないけれど
も、ほかのものに八割、九割という国
庫負担をしているわけです。しかもこ
れは出し切りの金でなく、貸付の金で
す。七割五分じゃなく、当然九割と
か、あるいは九割で足りなければ十
割、そのくらい国から出してやるか
ら、やれというように、府県に対する
条件も、国の方がもっとよけい持つて
やるという条件に変えていただかなけ
ればならないし、本人に対する条件
も、民生委員の副署がなければできな
いというような、いろいろな阻害され
る条件をなくして、どうぞ使って下さ
い、そうして立ち上がって下さいとい
うふうにしていただかなければ困る。
そういう点に対する、概括的な御答弁
でけっこうでありますから、厚生大臣
の御熱意を示した御答弁を伺いたい。

○網島委員長代理 八木君、先ほども
申し上げましたようなわけで、厚生大
臣にはこれで帰ってもらいます。

○八木(一男)委員 それでは質問の整
理の都合もありますので、ほかの質問
者に先にやっていただいて、後刻また
時間がありましたら続けてやることに

いたします。
○伊藤(よ)委員 大蔵省の方にお伺
いしたいのですが、今度の災害により
まして、酒や、たばこの公社の補償は、
推定手持ちの半分は公社の方で見え
れるようになっておるようございま
すが、塩につきましてはそういうこと
ができないうございましょうか。

○小林説明員 ただいま御質問の点の
塩につきましては、専売法にはそうい
う制度は現在ございせん。ただ、専
売法にはないのであります。ただ、専
程の方の手続にそういう適用規定がご
ざいますので、現在それを適用すべく
大蔵省に折衝中でございます。

○伊藤(よ)委員 私は地元ですが、塩
の小売商なんか零細な方が多いよう
なです。水に流されてしまて大へん
毒な方が各地にございまして、愛知
なんかの被害総額としてはそうたく
さんではございせんので、ぜひ酒や
ばこと同じように——大へん利益金
も少なくて、ほとんど手間代でやつ
ておるような状態の中で流されてお
るので、この点は特に大蔵省の方
で、考えただきまして、ぜひそういう
細な小売業に補償がされるようにお
取り計らい願いたいと思ひまして、
その点特に希望申し上げます。

○網島委員長代理 佐藤次郎君。
○佐藤(観)委員 農林省の農政局長と
農地局長にお尋ねするのですが、実
はこの伊勢湾台風の影響がだんだん地方
に現れてきてまして、非常に困ること
は、実際に水が入っておるときは、ま
だまだ水が引くようにという希望
は、さても水が出ていくということにな
ると、塩分がある、その上にさらに

が六十日も水につかっただらば、結局
くたくたになってしまつて、手のつけ
ようがないという状態です。こういう
点を考えると、今度の激甚地の問題で
いろいろ騒いだわけでございますが、
七日以上入ったのが激甚地になってお
りますけれども、六十日入った人は一
体どうなるのだという問題で、
非常に地方の農民が心配をしておる
わけなんです。そういう点で、農林省
の方もいろいろ法律もたくさん出てお
りますし、この委員の諸君もいろいろ
配をして、農村の復興のためにいろ
いろ法案にも考えていただいております
わけでございますが、いづれ私たちが
塩分が——二年か三年かと思われま
すけれども、今まで、たとえば長崎県
早水が水につかたとか、そういう干拓
地と同じようなところであるという問
題がありましたが、そういうような例
を示して、いづれになつたら良田に
なつて、前と同じような収穫ができる
かどうかということについて、農林省
は確たる考えを持っておられるのか
うか、まずそれをお尋ねしたいと思
ひます。

○網島委員長代理 佐藤委員に申し上
げますけれども、今は農林経済局長し
か見えておりませんので、農林経済局
長に対する質問を……

○佐藤(観)委員 それではあとで答弁
をしてもらふことにいたしました。御
承知のように、農業協同組合が毀滅的
な打撃を受けてまして、おそらく、今
度の災害のために、農業協同組合
は——要するに、米の世話をしたり、
いろいろな関係で今まではどうにか
やっておりましたけれども、今後農業
協同組合がどのようにしてやっていく

かということについての農林省の指導
方針を伺つておきたいと思ひます。
○坂村政府委員 御質問のように、こ
のたびの災害で農業協同組合も相当大
きな被害を受けたわけでありまして、
これに對しましては、すでにこの委員
会でもいろいろ御審議をいただきまし
たように、農業協同組合の所有します
共同利用施設に對しましては、暫定措
置法によつて非常に高額の補助をする
というふうなことになつております
し、また大蔵省の關係をいたしまして
は、法人税法の一部改正というふうな
法律案も御審議いただいております
で、これは結局赤字を後年度に繰り越
していくというふうな内容の法律案で
ございまして、そういうような措置も
講じておりますし、また天災融資法に
おきましては、農業協同組合の事業資
金に對しまして、非常に低利の金融の
道を講ずるというふうなことも考へて
おるわけでございます。一応政府と
いたしましては、特に對策を講じて
おるわけでございます。また一面、
農業協同組合の問題は、農業協同組合
自身の問題でもございまして、農業
協同組合内部におきまして、農林中金
等におきましては、特に協同組合の助
け合い運動をいたしまして、農林中金
からも相当な負担をいたしまして、農
業協同組合の立ち上りのために一つ
やつていこう、こういうふうな態勢を
とつておるのでございまして、たと
えば融資の場合の金利を下げるとか、あ
るいは、建物がこわれた場合の復旧の
ための資金的な措置を講ずるとかとい
うようなことも、現在の農林中央金庫
も考へておるわけでございます。そう

りの措置である、こういうふうにも私も考えますし、しかも、この公立に対する通牒には、所要の財源措置はかくかくになるのだ、従って、財源について

りますが、この愛知県の減免に要する経費といたしまして、今後半年間に約五百万という数字をもらっておるわけでありました。

ている数字は、五千七百七十という数字であります。

料の助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

自前でやればいいんだ、そういう理論をあれするならば、これは県も、何もする必要はないじやないかということなのですか。ところが非常に困っている当該県が、みずから金を出して救っている問題について、国は、これは私学の問題だから、国立、公立とは違ふのだからやらなくてもいいんだということは、私はどうかと言うのです。ほんとうに建前としてやってはならぬもの、あるいはやる必要のないものであるならば、これは県でもやらないだろう。しかし当然それだけのことは必要だという観点から、またやらなければならぬというふうな実情から、おそれる愛知県においても、岐阜県等においても、その措置をとっておるのだと思ふのです。そういう立場から見れば、今あなた方がお述べになっている文部省のとうとうとする措置というのは、これは大した効果もなければ、實際その減免措置について、将来約一万五千に上る学生、生徒に対して、公平にその措置が行なわれるという見通しには、とうてい私は立てないのです。

助成あるいは特別の法律は必要としない、こういうお話であります。はたしてそういうふうになっておりますかどうか。かりに改善の措置でありまして、もう、そういう措置、方法がとられておるといふことになれば、これもわれわれは検討いたしましたして、その点で十分まかなえる、またその措置がほとんど実情に合っているということになります。ならば、はなはだけつこうであります。その辺のところは具体的にどういうことになっておるか、これをお聞きしたいと思ひます。

この激甚地の県内の被災者のうちで、そういうものについては、ただいまお話しのごさいますように、授業料の減免の結果生ずる経費の欠陥と申しますか、損失と申しますか、そういうものにつきましては、大学あるいは短大の方からの御希望に従って、振興会からの経営費の融資をしたいというふうな考えておるわけでございます。これについてワグも、一応振興会の方で余裕を見ておるわけでございます。それ以外に、もちろん被害者の罹災者の子弟で、全国の大学に、こと到大都市等の大学に入っておる者が相当あるかと思ひますが、そういう方々につきましては、これは個々の大学等からいたしますと、大数から申しまして、人数からは比較的少ない数でございます。人数からいいますところの個々の大学として、その減免をした場合に、いわゆる経営費に欠陥を生ずるといふほどの大きな額にはならぬのではなからうか。しかし、こういうものにつきましても、お申し出があれば、振興会の方からの融資をするつもりでおるわけでございます。

ていいますので、他県にあるところの個々の大学として、その減免をした場合に、いわゆる経営費に欠陥を生ずるといふほどの大きな額にはならぬのではなからうか。しかし、こういうものにつきましても、お申し出があれば、振興会の方からの融資をするつもりでおるわけでございます。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

の被害のあった大学、被災者の県内に就学している者が非常に多いわけでありまして、従って、たとえば激甚な被害を受けた愛知、岐阜、三重といったような県の大学では、そうした授業料の減免をいたします場合には、ある程度私どもの額に達するだろうと思っております。先ほど御質問の中にもございまして、愛知県で約四千九百という数字も、私どもも一応把握いたしてお

ていいますので、他県にあるところの個々の大学として、その減免をした場合に、いわゆる経営費に欠陥を生ずるといふほどの大きな額にはならぬのではなからうか。しかし、こういうものにつきましても、お申し出があれば、振興会の方からの融資をするつもりでおるわけでございます。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

の被害のあった大学、被災者の県内に就学している者が非常に多いわけでありまして、従って、たとえば激甚な被害を受けた愛知、岐阜、三重といったような県の大学では、そうした授業料の減免をいたします場合には、ある程度私どもの額に達するだろうと思っております。先ほど御質問の中にもございまして、愛知県で約四千九百という数字も、私どもも一応把握いたしてお

ていいますので、他県にあるところの個々の大学として、その減免をした場合に、いわゆる経営費に欠陥を生ずるといふほどの大きな額にはならぬのではなからうか。しかし、こういうものにつきましても、お申し出があれば、振興会の方からの融資をするつもりでおるわけでございます。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

は、その助成を行なうというふうなことは、そう簡単に行なわれないのじやないかと思う。それを行なっているという現状は、これは振興会による融資、あるいは経営費の中でやるということについては、必ずしも実情にそぐわぬというふうな結果が現われているからではないでしょうか。この点については、どういうふうにお考えられますか。

使用見込みのないというものではございませんけれども、そういうものをある程度差し繰りまして、こういう授業料の減免等によって生ずる経営費の融資申請というふうなものを見ていたならば、これでまかない得るのではないか、一般の貸付を特に制限するということではなくとも、一応まかなってけるのではないかとというふうに考えている次第であります。

○辻原委員 今話のあった一億一千万というのは、これは災害のために、あるいは授業料免除等のために、特に予定されたワケですか、どうですか。

○小林(行)政府委員 当初から、この経営費のワケの中で、特に災害が起るだろうということで予定したものでございませぬ。ただ御承知のように、私立学校振興会には貸付準備金という制度がございまして、ただいまの経営費の融資のワケとは別個に、貸付準備金というワケもございまして、これはその大半が災害復旧等のために使われるという見込みでワケをとっておるものでございまして、こちらの方にもまだ残があるわけでございしますので、こういったものを合わせて、経営費の融資が十分なし得るものと私ども考えております。最初に申し上げましたように、この一億一千万というのは、必ずしも災害が起るだろうということから、あらかじめ予定をいたしたものではありません。

○辻原委員 一億一千万というのは、これは長期資金ですか、それとも短期資金ですか。

○小林(行)政府委員 経営費の融資は、一応全部短期の方でございまして、

○辻原委員 そうすると、特別準備金

というものは、これは短期ですか、長期ですか。

○小林(行)政府委員 これは大体施設、設備等の災害復旧に充てるといふ見込みのものでございまして、これは長期資金でございまして、災害復旧に使います場合は、二年据置の十五年というところに現在なっております。

○辻原委員 そういたしますと、災害復旧のために、今回は私学に対する二分の一の助成を行なう、それに見合ういわゆる長期の貸付は、私学振興会では準備金の中でこれを補てんしていただく、そしてあと約一億一千万ばかりの経営費の余裕金といいますが、そういうものはあげて短期だ、こういうことなんですね。そうすると、授業料などというものは経営費の中に含まれていく。だとすれば、これはいわゆる短期のつなぎ資金ということにしかならぬいじやありませんか、その点はどうなんでしょうか。

○小林(行)政府委員 貸付準備金の方からの貸付は、お話をいたしましたような補助に見合う残りの二分の一、それから、激甚地等からはずれました学校等の災害復旧にもこれは充当し得るものでございまして、これは長期のものでございまして、先ほどお答え申し上げました経営費の方は短期のものでございまして、これは一年限りということになっております。従って、ただいま御指摘のございましたように、授業料等につきましては、これは短期にまかなっていくということとでございまして、その後の借りかえ等もでき得るわけのものでございまして、

○辻原委員 問題は、今のあなたの御答弁ではつきりしておるように、施設、設備というふうなものは、貸付準備金という長期の——これは私の知る範囲ですが、期間は十二年です。ね。

十二年、日歩一銭五厘というこの貸付条件でもって災害復旧その他に充当せられる。これは通例の施設に対する建造等も含まれる。ところが短期の場合には、これはその年度内に返すことを条件にして、日歩一銭六厘、利率については、年に直しますと大体六分程度です。六分弱、その程度でもって貸付することができていますが、運営費というものはあくまでつなぎ資金です。だから、この間ここで伺いたいしますと、いわゆる私学振興会の融資の中で、通例こういう災害の場合には、短期じゃなしに、長期にわたってその学校が、あるいはその施設が十分活用でき得るよう、相当貸付条件を緩和して考えるところに災害融資というものの一つの価値があるし、また、災害融資というものはそういう性格のものなんだ、そういうふうな理解をしておいたところが、今伺っても、また私が調べた範囲によっても、経営費に関してはどういう災害のためのいわゆる特別融資なんというものはない。あるのは助成に見合う、先ほど言った貸付準備金による施設、設備に対する長期融資だけなんだ。授業料の免除を含んで、そういうものに使う経営費というものは、ただ若干の剰余金、現在貸付の契約ができないうちに、年間ただこれだけの金が手元にあるという、運営上生じてきた若干の余裕でもって、その運営費を、申し込みによって一年間だけめんどろを見ようということなんです。ところが、さらに言えば、全国相当数に上る私学の経営難というものが

今日やかましくなっている。それらのものが、今言ったように、総額にして約三億弱だ。その他別の、災害以外の理由でもってこれはある程度貸してやろうということになれば、私学はほとんど申し出ると思う。しかし実際の運営は、これはなかなか厳格で、その資格も厳格でありますから、そう簡単に借りられない。だから毎年若干の残が出るのです。そういう何もかもひくくするめた総ワケの中で、しかも期間が一年というつなぎ資金でもってやろうというところでは、私の申し上げる趣旨とはほど遠いものがあるのです。だからこの間から大臣も言っている、あなたも言われている、振興会の融資でいたしましと、そういうものの中身は、私はそんなものだと思う。それで、はたして私立学校が授業料を免除した場合に、経営上の何らの支障もないという形においてやれますかどうか。もちろん授業料の免除というものは、額にいたしますと個々の学校では小さいと思うのです。小さいからそれでいいじゃないかというのは議論であって、もしこの額が莫大であったならば、私学振興会の短期融資なんかで追いつく問題じゃない。しかし、短期融資はあくまで短期融資なんです。だからそれを長期に振りかえることができないならば、あるいはその貸付条件が緩和されてやれるということであるならば、これは授業料免除に対するかような措置でありますというふうな説明がつくと思うのであります。いわゆる短期融資というものは、授業料免除とは縁もゆかりもない一つの制度だと考えても、私は何も差しつかえないと思う。その点はどうなんですか。

○小林(行)政府委員 一番初めに話のございました災害復旧のための貸付の場合は、普通は、お話のございましたように、二年据置、十年というところで十二年でございまして、特別の場合は法律がございまして、その補助に見合う融資という場合には、二年据置、十五年、十七年ということになっておるわけでございまして、今回の災害復旧の場合も、ただいま申しました後段の方でございまして、十七年ということでもいくわけでございます。なお、この経営費の貸付金は、いわゆる剰余金の中からこれを生んでいくという制度ではございませんので、初めから施設、設備に対する長期の貸付のほかに、経営費の貸付のワケを設定しております。剰余金の方は、これをある額ずつ積み立てまして、貸付準備金の方に回しております。御指摘のございましたように、確かにこれは長期の資金ではございませぬ。短期一年以内ということではございまして、実情は、普通はほんとうの場合は、つなぎ融資ということで大体授業料の入るまで三カ月借りるとか、四カ月借りるといふものが多いわけでございまして、こういった災害の場合には、一年という期間をフルに活用していくことになろうかと思ひます。もちろん、これで完全であるというふうには考えられませんが、ございませぬので、将来の問題として、こういった授業料減免に見合う融資というふうなものについては、期間等についてさらに私どもも検討を加えて参りたいと思ひ次第でございまして、

○辻原委員 将来の問題じゃなしに、今度の災害というのは二十八年以来の異常な災害なんだから、こういう際にこそ

今日やかましくなっている。それらのものが、今言ったように、総額にして約三億弱だ。その他別の、災害以外の理由でもってこれはある程度貸してやろうということになれば、私学はほとんど申し出ると思う。しかし実際の運営は、これはなかなか厳格で、その資格も厳格でありますから、そう簡単に借りられない。だから毎年若干の残が出るのです。そういう何もかもひくくするめた総ワケの中で、しかも期間が一年というつなぎ資金でもってやろうというところでは、私の申し上げる趣旨とはほど遠いものがあるのです。だからこの間から大臣も言っている、あなたも言われている、振興会の融資でいたしましと、そういうものの中身は、私はそんなものだと思う。それで、はたして私立学校が授業料を免除した場合に、経営上の何らの支障もないという形においてやれますかどうか。もちろん授業料の免除というものは、額にいたしますと個々の学校では小さいと思うのです。小さいからそれでいいじゃないかというのは議論であって、もしこの額が莫大であったならば、私学振興会の短期融資なんかで追いつく問題じゃない。しかし、短期融資はあくまで短期融資なんです。だからそれを長期に振りかえることができないならば、あるいはその貸付条件が緩和されてやれるということであるならば、これは授業料免除に対するかような措置でありますというふうな説明がつくと思うのであります。いわゆる短期融資というものは、授業料免除とは縁もゆかりもない一つの制度だと考えても、私は何も差しつかえないと思う。その点はどうなんですか。

対象人員も、今お話しのように、公立の場合には一万五千名からそれに対する措置がとられておるのに、三分の一程度しかその措置についての見込みがないということは、いかにも私は片手落ちだと言ふのです。そうでなくとも経営に一般的に困っておる私学、同時に災害が起きた地域の私学等については、施設の復旧もさることながら、その運営についても、いろいろな面で經常費がかさむと私は思うのです。せめてその中で、経営に直接関係のない、いわゆる学生、生徒にやる分の授業料については、何か方法を講ずべきだと言っているのです。将来貸付条件云々という話がありましたけれども、現実には、この程度のもので何ら貸付条件すら考えられていないということにおいては、はなはだ私は遺憾千万だと思ふ。振興会の融資で現にやれないのです。振興会の融資というのは、しばしば言うように、一年間経営費という形において、ただつなぎ的にこれを貸し付けるという性格のものであって、災害の際にそういう特別な必要資金を融資してやるというものは、およそ性格の違うものです。聞いてみると、貸付準備金の中で年間約一億四千万か、一億五千万程度になるそうです。これでもっていわゆる災害の特別融資をやる。この貸付条件は、今あなたのお話のように二年据置、十五年、これで私はかなり役立つと思う。助成と相俟って特別融資についてはかなりできる。しかし、経営資金の中でやろうという授業料免除などは、それとは全然異なる。一年の短期融資ということでは均衡もとれていないし、また災害に対する一つの方法としては、何ら前進

した措置がとられていないということだ。それではこれは納得がいかなない。この前、大臣が振興会云々ということの言われましたが、振興会の内容というものは、何らの特別措置ではないというふうには私は理解いたしますので、振興会の措置という現在の形においては、私は納得がいかなない。だからあなたの方で、その点について何か早速におやりになる方法があるなら、私もそれについて検討いたしまして、了解すべき点は了解をいたしたいと思ひます。現状においては何も措置はないのです。この点はいま一度伺いたい。

○小林(行)政府委員 授業料の減免に關連しての経営資金の貸付は、現在のところではいわゆる短期融資でございまして、一年以内ということになっておりますが、しかし、私も、これでももちろん完全ではございませんけれども、効果がなないというほどには、実は考えておらないのであります。しかし、こういった災害に基づく授業料の減免、そういう原因からの経営費の融資でありますので、貸付期間やあるいは貸付の利子等について、私も再度早急に検討いたして参りたいと思ひます。

○辻原委員 局長がそこで何べん繰り返しまして、何もとっていないのだからこれ以上出てこない。従って、文部省が先般来振興会の融資でということについては、一向了解をいたしません。

あわせて育英資金についても伺っておきたいと思ひます。新しく、いわゆる育英資金の特別貸付をやろうという方法が、育英会でとられておるようでありますが、その対象人員は何人になつておりますか、その方法はどうか、この点を伺いたい。

なつておりますか、その方法はどうか、この点を伺いたい。

○西田説明員 育英会による被災学生の特例採用の人数は、高等学校の生徒につきましては約三千三百名、大学の学生については約二千二百名おります。その採用の方法は、この三千三百名を、各都道府県の支部に一定の方式によりまして割当数を本部から指示いたしまして、その割当数の範囲内において、府県支部が県下の高等学校からの出願者を選考して、これを決定するという方式でやつております。大学につきましては、被災地の出身学生が全国の大学に分布いたしておりますので、育英会から全大学、短大に指示いたしまして、被災地において就学困難の事態になった家庭の子弟である学生を育英会に推薦をさせまして、これは本部で一括選考の上、採用を決定いたすわけでありませう。

○辻原委員 従来育英資金を受けておった者で、今回の災害を受けたという者についての取扱いは、どうなつておるのですか。

○西田説明員 今回の別ワク採用は、従来奨学金を受けていない者を新たに別ワクとして採用するという考え方であります。今お尋ねの、すでに奨学金を受けておる者で災害を受けた場合の方法としては、高等学校につきましては、奨学金としてはこれ以上の措置をとることが困難でございまして、授業料の減免等が本人にあわせ行なわれる等の方法によつて、この措置が行なわれるようになることを考えておるわけでありませう。大学につきましては、奨学金の単価に二千円と三

千円と二種類ございまして、すでに奨学生であつた者でこの単価の増額を希望する者につきましては、育英会が出願を受けて審査の上これの増額を認めるといふ方法で、より一そう徹底した援助ができるようにと考えております。なお大学にも、もちろん授業料減免が、奨学生についてあわせ行なわれることになる予定でございませう。

○辻原委員 育英資金については、私も国立も差がなく措置がとられておる。その中で、従来受けておった者すべてが貧困家庭の子弟ではありませぬけれども、おむね貧困家庭の子弟に育英資金というものが向けられておる。ところが、さらにその貧困度合いを災害のために非常に増したところ、すでに受けておるということ、受けられぬ。これは非常に機械的な取り扱ひじゃないか。だから今お話しのごとく、その貸付金のワクをふやしていくという措置がとられるのなら、はなはだけつこうだと思ふ。しかし、あなたが今言われたように、高等学校の場合に——大学の場合もそうですが——奨学金が免除とあわせてその救済措置がとられるという場合に、また私立がひつかかってくるのです。文部省がやる政策にすべて一貫性があるならば、あなたの方がやろうという一つの救済措置、援護措置というものは完全なものになる。ところが、率直に言つて、どこかに穴があいておる。そういうことになりましたと、あなた方が授業料の免除ということと、あわせてそれが公平に行なわれるということとは、国立の場合には言えても、私学については言えないということになる。育英資金においても平等な措置が

とられる。すでに学生、生徒、児童に対する問題である授業料の免除については、これは私学に対してはとられない。そのとられない理由は、私学と国立は建前が違うからというの、私はいささか筋が通らぬし、一貫性がないと思ふ。やるなら育英資金においても、授業料免除においても、国立、私立あわせて平等の措置をとれと私は言っている。ですから文部省は、あるセクシオンにおいては、授業料の免除とあわせて育英資金の効果も期待しておる、こういうふうには考えておる。ところが、必ずしもそれは、全部が全部そういうことにはなっていない。ここに問題があると思ふ。こういうふうな、特に苦学をしている学生などがたまたま私立学校に行つておる、従来育英資金をもらつておった、ところが今度の特別措置では、育英資金は二重になるからというのでくれな。せめて授業料の免除くらいは期待しておつても、その経営主体である私立学校は、災害が非常に大きかつたために、なかなかその措置がとれない。あるいはたまたま災害と関係のない地域の大学に行つておつた、わずかの人数だからそれでいいじゃないか、借りるといふもつなぎ資金だけなんだから、借りれば利子も払わなければいけぬし、期間もせいぜい一カ年だからというので私立学校はやりたくない、こういう現状が私は生まれてくると思ふ。従つて、あくまでも育英資金、授業料免除、こういうものは国立、私立あわせて、そういうのが、一体となつて、すべての学生に働くように措置してこそ、完全な措置と言へる。しかし現状においては、こ

これははなはだしく——あるいは見方によつては、他の大きい問題に比べると小さい問題かもしれませんが、根本的な問題だと思ふ。もう少しこれは文部省等においても総合的に、積極的にこの種の措置は考えてもらわなければ困ると思うのです。ただ今度の災害のときにと出てきた問題なら、私は申しません。そうじゃない、これは毎年やっている問題であります。しかも免除に対する基準なんというものは、三十三年度で作った基準でもって国立もやる、公立もやる、今度の場合もそれに準拠してやっておる。おそらく来年もこの措置が行なわれるであらう。しかし国立の場合には、予算上、約五%のものがそういう一つの歳入欠陥になるだろうというので毎年次予定している。そういう毎年々々起る問題であり、特に今度のような災害の場合には必要な措置でありながら、それに対する基本的な方針というものが、平等な措置というものがとられていないところに重大な欠陥があると私は言うのです。もう少しそういう点について、怠慢だとは申しませんが、積極的に一つやってもいい。今までの授業料免除に対する文部省の、私学に関する限りの措置については、私の了解するところまでは参りません。しかしこれは幾ら申しましても、やっていない措置なんだから、これは問題になりません。従つて、私の質問は以上にとどめておきます。

○佐藤(観)委員 小林管理局長にお尋ねいたします。ただいま辻原委員が私学のことについていろいろ質問をされましたが、私も同感でありまして、こ

れは文部省が、大体私学に対して考え方が非常に違つておるということを私たちは申ししたので、小林さんでは処理ができません、これ以上このことは質問をいたしません。そこでお尋ねしたいのは、ちょうど災害当時、小林管理局長は早く名古屋へ来られたとして、水没地帯の現状をごらんになったと思うのです。まだ私の方の愛知県海部郡の近くには、水没地帯が五日郷里に帰つて参ります。私は一昨日も水につかておつて、学校の現状を見る、表向きは何にもない。もっとひどくなつてゐるのかと思ふ、現実には、私たちが想像した以上に修理もしておりますし、かわるなかも吹っ飛んだのを直してありますが、こういうような学校をただ表向きだけで見て、そうして写真判定や、あるいはそのほかの高い地帯と同じように査定されたのでは、何ら実際には回復もできないわけですが、この点について小林管理局長はどういうふうにお考えになつてゐるのか、その辺の基準についてお伺いしたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 被害校舎の調査につきましては、先月の二十日から大蔵省の係官、文部省の係官、また各府県の係官、共同いたしまして逐次実施をいたして参つております。本日から、一番最後に残りました愛知県の調査に取りかかるといふ状況でございます。ただいまお話しのごさいます水没地帯の学校の校舎、この被害の調査につきましても、これは他の地区の風水害の場合と、特に取り立てて異なつた調査をするというつもりはございま

せん。もちろん、ただ表面だけの調査をするというふうには考えておりません。こういう地帯の学校の木造校舎につきましても、表面が別にそれほど異状がありません。内部的に相当いんでおるというふうに思われるものも出てくると思ひますので、こういったものにつきましても、十分精査をするようにしたいと思つております。ただ、調査の実施の建前としては、やはりできるだけ適正な、また公平な調査を実施するようにといふふうに私も考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 公平な調査をするといふにしても、日本全国広いところは実際に調べられないので、私はそう綿密に調査はできないと思ひます。そこで一体、長期湛水地帯に対して、何かほかの方法で基準があるのかどうか。これは私どもは愛知県の海部郡、あるいは長島町は三重県であります。その方面は低湿地帯でありまして、何度も繰り返して言ひますけれども、デルタ地帯の上に建つておる建物なんです。それだから、水につかれば相当に土台がいたんで、表向きはりっぱに見えます。でも、相当困難な事情にあるのではないかと思われます。そういう点について、長期湛水地帯といつても、七日も長期ならば六十日も長期なんです。六十日も水につかておつたのと、七日間水につかておつたのとでは、非常に違いがあると思ひます。そういう点についての基準や考え方は、どういふふうにしておられるのか、この点を見ればなりません。こういう不幸な目を見た機会に、人命の救助のために、一体学校の建設を、鉄筋にするというふうなことを考えてもらえない

いただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 確かにお話のございましたように、非常に長い間水中に入つておつたというふうな木造校舎は、外見はそれほどいへないでなくて、十分精密な調査をいたしますれば、あるいは相当ひどい被害を受けておるというものもあるかと思ひます。従つて、そういうものは十分精査するようにしたいと思ひます。もちろん、精査の結果、これはやはり新築復興をしなければいかぬという場合には、将来のことでもございまして、できるだけ鉄筋コンクリート作り等にすることが適当であらうと思つておりまして、そういう配慮をするつもりでございます。しかし、審査の基準といつたしまして、水没地帯だけを特別に緩和するといふことはむずかしいと思ひます。十分精査をする、これが使用にたえないというものは新築改良復旧をするという建前でございまして、

○佐藤(観)委員 大体お考えはわかりましたが、御承知のように、先回、私の方の郡で、三つばかり鉄筋コンクリートの学校を文部省の関係で作つてもらったのです。これがために千数百名の人命が助かつたわけです。もう再びこういうことを繰り返さないといふことを、大蔵大臣、建設大臣、そういう方々も言つておられますけれども、再びこういうような災害を受けた場合に、やはり一つの避難場所として、海よりも低いところの地帯には当然考えなければなりません。こういう不幸な目を見た機会に、人命の救助のために、一体学校の建設を、鉄筋にするというふうなことを考えてもらえない

のであるかどうか。特にこういうような場合に、災いを転じて福となすという古い言葉があらまされたい。この際こういうことをやっていたらどうかなと考えがあるのかどうか。これは人命に関する問題でありますし、こういう機会でもできないわけではございません。こういう切りかえをしてもいいような考えがあるのかどうか、もう一点伺つておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 私災害勃発直後、名古屋におきまして、実際名古屋市内の南部における——これは私立学校でございまして、一つの鉄筋校舎で相当多数の罹災者が助かつておるといふ事例も見つております。従つて、こういう低地の学校の校舎等は、従来も水害等の場合に学校が避難所になつた例もございまして、今後はそういう例も数多いわけではございますので、そういう低湿地帯にある学校の校舎、あるいは海岸地帯にある学校の校舎等については、できるだけ将来やはり鉄筋コンクリート造にしていくのが、一番いい方策ではないかと思つておる次第でございます。また、一般の平時の場合におきましても、そういう点は十分心がけて参りたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 将来でなくて、私はこの機会に、そういうことを切りかえてもらいたいと思ふ。今度のような災害があつてこそ、初めてそういうような改良復旧ができるのであつて、これは管理局長御存じのように、日本の学校建築においては二割くらいしか鉄筋になつておりませんが、こういう機会にこそ、災いを転じて福となすという形で、是非でもやっていたらだきたい

と思います。今度文部省が要求された予算は、私は非常に過小に過ぎると思ひますが、そういうような点で実際に適用ができるかどうか、相当の鉄筋の学校ができる可能性があるかどうかという点を、もう一点お尋ねしたいと思います。

○小林(行)政府委員 御承知のように、今回の災害復旧予算につきましては、全壊坪数の六割、半壊坪数の三割というものを改良復旧するというもので、積算されておるわけでありまして、もちろんこれでは十分でございせんけれども、従来の予算の積算の例を見ますと、これは、私どもといたしましては、格段の進展であらうというふうな考へております。もちろんこれで満足するわけではございません。できるだけ将来は、鉄筋の構造比率を高めていくように努力をいたしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 学校の問題については、また他日文教委員会におきましてお尋ねをいたしますが、こういう機会にできるだけ鉄筋の学校ができまして、生命の安全が保持されるようにお願いしたいと思ひます。

なお、農林省の建設部長にちよつとお尋ねするわけですが、先回農林大臣の出席のときに、実は鍋田干拓のことを伺いました。今、私も愛知県で堤防の決壊しておるのは干拓地だけでありまして、農林省はどういうような計画で干拓地の再建をなさるのか、この点を一つお尋ねしたいと思ひます。

○清野説明員 鍋田干拓の復旧につきましては、目下ポンプ船を五台入れまして、極力仮縮め切りをいたしてあります。

ます。一応現在の計画といたしましては、当初一月末を予定しておりました、若干工程がおくれまして二月の中旬になると思ひますが、それまでに一応応急復旧を終わります。直ちに本復旧にかかり、来年の台風襲来期前までに一応暫定復旧、原形まで復旧を終わる、大体こういうような方針で計画を進め、また鋭意工事を進めております。

○佐藤(観)委員 私がお尋ねしたいのは、今度の仮縮め切りをやりましたあとで、灌漑排水をやる場合に、排水ポンプを非常にたくさん持つてきて排水されたところ、これが、今までは、絶対私には農林当局にもお願いしておったのでございまして、この排水のために、私の愛知県のような場合で、特に海部郡が多いのですが、排水の費用が一年に一億円くらいかかるわけですから、これはたびたび陳情したり、また農林大臣もおいでになりましていろいろ話をしたのですが、日本全国にこういう例が少ないので、今までこれがどうにもなりませんでいたけれども、現在のようなああいう状態でありまして、結局排水機というものがなく、うにもならぬということがはつきりしたわけですね。ところが御承知のように、農民には全然排水機なんかの費用を出すところの能力がないので、こういう機会に灌漑排水機に對しては、國から半額くらい補助をする意思がないのか、また何らかの形で、こういう低湿地帯に對しては、灌漑排水について國の補助というものを對するお考えがあるかどうかということ、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○清野説明員 海部郡北部及び南部の排水につきましては、御承知の通り、

農林省が応急用のポンプを購入いたしました、それをそれぞれの地帯に貸し与えて、現在湛水しております地域の排水をいたしてあります。御質問になりましたのは、これらの応急ポンプの排水費は、これは、従来からの海部郡の排水地帯に對する土地改良による排水の問題と承知いたしました。これらにつきましては、すでに愛知県海部郡につきましては既設ポンプが百四十ありまして、それらによつてそれらの地域の排水を実施いたしておるものが現状でございまして、なおかつ、それらの布設ポンプで不十分な場合には、従来からの県営の排水事業または団体での排水の事業によつて五割補助をいたしまして、今後も排水の完璧に努めていきたいと考えております。

○佐藤(観)委員 最後にお尋ねしておきますが、私たちの言うのは、そういうような設備の補助だけでは、そういう現在電氣を使うとか、ディーゼルを使った場合に、費用が相当かさんでおるわけですね。そして収入皆無の農民に、そういう負担をどうしてかけられるかという問題が出てくるわけですね。少なくとも年間一億円くらいの灌漑排水の費用が、電氣あるいはディーゼルで要るわけですが、そういう点についての配慮をどういう方法でやつてもらえるのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○清野説明員 現在布設してありますところの排水ポンプのいわゆる動力費、あるいは管理に要する費用につきましては、もとより、今先生が御質問になりましたようなことが私どもの希望でございまして、とりあえず中金資金によりまして金を貸す、それに

よつてとりあえずその土地改良区の費用の負担に充てる。御承知の通り、収穫皆無の農民が大多数でありますので、それらの農民の費用負担もできない、こういう事情も十分考へて、さような措置をとるようになつております。

○佐藤(観)委員 清野さんの御意見もけっこうだけれども、御承知のように、今度の水害で農道の橋がほとんど落ちてしまいました。その他のことでも、非常に大きな費用が相当要るわけですが、金を借りるということ、あとで返さなければならぬという結果が出てくるわけですね。少なくとも排水に要する費用は、ある点まで補助をもらなければ、農民が再建できないように考へておるわけですね。こういう点について、補助を出すということに何かむずかしい、ほかに、こういうことをやるとこういう結果が出るというやうなことがあるのかどうか、あるいは大蔵省がそれを考へてくれないのか、あるいは農林省の建設部が、そういうことはお前の方で勝手にやれというやうなお考えで、今までこういうことになつておるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○清野説明員 問題になりますポンプの排水費の点は、今回の湛水による排水費でなしに、従来から稲作を経営する上に必要だったポンプの排水費の問題と考へます。なおそれらの点につきましては、従来から、農村の農業電力の点でもつていろいろと検討して参つておりますが、いわば既設のポンプを運転する管理費であります。従来から土地改良のような基本的な施設には補助をしたこともございまして、維持管

理に對して國が助成したというやうなことはございせん。ただ今後、水路とかポンプとかいふやうな管理が十分のために、その機能が衰えるということもございまして、管理全体の問題としては目下大蔵省の方に予算を要求中でございますが、特に今回の災害につきまして、そういうやうな処置は現在考へております。

○南條委員長 暫時休憩いたします。
午後四時五十五分休憩

午後六時七分開議
○南條委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
質疑を続行いたします。八木君。
○八木(一男)委員 厚生大臣に、簡単に、明確に御質問を申し上げたいと思ひます。

災害について、世帯更生資金の問題で、政府は今度特別措置法を用意しておられるわけでありまして、その世帯更生資金の貸付にあたりまして、災害の特殊性にかんがみまして、従来の世帯更生資金貸付の運用による対象者のみではなしに、もう少し、もっと広く、必要とする人に世帯更生資金を貸していただきたいと思ひますが、それについて厚生大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○渡邊國務大臣 要望の通り、広くこれを確実に確保したいと思ひます。
○八木(一男)委員 さらにその問題、在来の対象者、また、今御発言による災害地の必要とする人、そういう必要とする方々が世帯更生資金を借りたいという場合に、その方々の御希望が全

部いれられて、借りられるような御処置をしていただきたいと思います。が、それについての厚生大臣のお答えを伺いたい。

○渡邊國務大臣 御意見の通り、御要望に沿うようにいたします。

○南條委員長 この際、委員長から政府に対して要望したいと思っております。

当委員会におきますこの世帯更生資金の資金ワックについては、各委員とも非常な危機の念を抱いておられるのでありまして、政府においても、質疑の過程におきまして、十分御了解がついたと思うのであります。ただいま八木委員からも、再度この点についての質疑がありまして、また、厚生大臣からこの点について明確な御答弁がございましたが、この点につきましては、ぜひ被災者の立場を考慮の上、必ず資金ワック等について、不足の場合においては、政府内部において、将来その増額等についても善処あられるように、この機会に特に要望いたしておきます。

それでは、暫時休憩いたしまして七時から採決に入りたいと思っておりますが、全員御出席願うようにいたしますと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後六時十分休憩

午後七時五十八分開議

○南條委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日に一括して審査をいたしております法律案のうち、内閣提出の昭和三十四年七月

及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案、及び昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案、以上八件につきましては、これにて質疑を終了いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○南條委員長 御異議ないと認め、質疑は終了いたしました。

○南條委員長 この際、自由民主党、日本社会党及び社会クラブを代表して田村元君より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八

月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案に対し、それぞれ修正案が提出されております。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案に対する修正案
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条の次に次の一条を加える。
(汚物処理等に関する補助)
第三条 国は、第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める市町村が、当該災害により次の各号の一に掲げる費用を支出したときは、政令の定めるところにより、予算の範囲において、その費用の三分の二を補助することができ、この場合には、清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十八条の規定の適用はないものとする。

一 ふん尿の処理その他政令で定める清掃に要する費用
二 公衆便所又はし尿貯りゆそ、し尿積換所その他政令で定める若しくはふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用
三 当該災害による被害を受けた

前号に規定する施設、し尿消化そう、ごみ焼却場又は火葬場の復旧に要する費用
修正の結果必要とする経費は、本修正の結果必要とする経費は、約四千万円の見込である。

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案に対する修正案
昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の一部を次のように修正する。

第六条を次のように改める。
(待期に関する特例)
第六条 休業者（次項の規定による失業保険金を受ける者を除く）の前条第二項の失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において」とあるのは、「失業保険金は」とする。

2 次の各号に掲げる失業保険金については、法第十九条の規定は、適用しない。
一 休業者であつて前条第二項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金
二 第十條第一項第二号に掲げる者であつて法第十六條第一項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるもの

の当該失業に係る失業保険金
三 休業者であり、かつ、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことに止り離職した者又は第十條第一項第一号に掲げる者であつて、前二号の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金
修正の結果必要とする経費は、本修正の結果必要とする経費は、約一億八千万円の見込である。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案に対する修正案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則の改正規定中「真珠又はうなぎを「真珠、うなぎその他政令で定める水産動植物」に改める。

○南條委員長 この際、各修正案の趣旨について、順次提出者の説明を求めます。田村元君。
○田村委員 私は、ただいま議題となりました三案の修正に対して、自由民主党、日本社会党及び社会クラブ共同提案にかかる修正案を提出いたします。まず、一括案文を朗読いたします。天災による被害農林漁業者等に

対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則の改正規定中「真珠又はうなぎ」を「真珠、うなぎその他政令で定める水産動植物」に改める。

次に、修正案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この修正案は、今回の風水害による被害農業者に対する天災融資法による五十万円の資金貸付の対象に、真珠、ウナギのほか、カキ、金魚、ボラ、ノリその他の養殖に必要な資金を加える趣旨であります。

次に、

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(汚物処理等に関する補助)

第三条 国は、第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める市町村が、当該災害により次の各号の一に掲げる費用を支出したときは、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができ、この場合には、清掃法(昭和

二十九年法律第七十二号)第十八条の規定の適用はないものとする。

一 ふん尿の処理その他政令で定める清掃に要する費用

二 公衆便所又はし尿貯りゆそう、し尿積換所その他政令で定めるごみ若しくはふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

三 当該災害による被害を受けた前号に規定する施設、し尿消化そう、ごみ焼却場又は火葬場の復旧に要する費用

これは、新たに汚物処理等につき、三分の二の高率補助を行なうことに改めるものであります。

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の一部を次のように修正する。

第六条を次のように改める。

(待期に関する特例)

第六条 休業者(次項の規定による失業保険金を受ける者を除く)の前条第二項の失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において」とあるのは、「失業保険金は」とする。

2 次の各号に掲げる失業保険金については、法第十九条の規定は、適用しない。

一 休業者であつて前条第二項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

二 第十條第一項第二号に掲げる者であつて法第十六條第一項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

三 休業者であり、かつ、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより離職した者又は第十條第一項第一号に掲げる者であつて、前二号の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

これは読んで字のごとしでございまして、説明を省略したいと思ひます。

何とぞ各位の御賛同あらんことを望みます。(拍手)

○南條委員長 ただいまの各修正案中、公衆衛生の保持に関する法案に対する修正案及び失業保険特例法案に対する修正案は、いずれも予算を伴うものでありますので、この機会に内閣の意見を徴することにいたします。赤澤労働政務次官

○赤澤政府委員 過般来、当委員会では八木委員から、失業保険給付の待期日数を撤廃してほしいという提案がされておりました。私もその直後、ILO百二号条約ないしILO事務局の見解等の検討もいたしました。また欧米各国の立法例も実は調べてみたわけでございます。政府としては、長期休業

者に限定して待期を廃止する旨の修正案については、失業保険において待期制度が設けられておる本来の趣旨から見て賛成はしがたいのでありますが、こういう緊急の際でもありますし、全会一致の御意見を尊重いたします。

善処したいと思ひます。(拍手)

○南條委員長 次は内藤厚生政務次官

○内藤(厚)政府委員 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案に対する修正案、この修正案につきましては、政府といたしましては異論はございません。(拍手)

○南條委員長 これより、先ほど質疑を終了いたしました八件の内閣提出法案、及び、ただいまの各派共同提案の修正案三件を一括して討論に付します。

別に討論の申し出がございませんので、これより順次採決に入ります。最初に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案について採決いたします。

まず、本案に対する各派共同提案にかかる修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○南條委員長 起立総員。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○南條委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り決しました。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案について採決いたします。

まず、本案に対する各派共同提案にかかる修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○南條委員長 起立総員。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○南條委員長 起立総員。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

て、原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り決しました。

次に、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害に際して災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案、及び昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案、以上五件の法律案を一括して採決いたします。

右の各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、右の各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○南條委員長 この際、金丸徳重君より、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、各派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を求めます。
金丸徳重君。

○金丸(徳)委員 私は、ただいま上程されました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び社会クラブを代表いたしまして、附帯決議を御提案申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、今回の改正を通じ適用範囲の拡大、融資枠の増額等の措置を講じているが、今後更に償還期限の延長、利子率の引下げ等についても根本的な検討を加え、もって本法運用の適正を期すべきである。

これが決議案の案文でございます。
ここに申し上げるまでもございませうが、今回の被害の甚大なることにつきましては、農林漁業者等において特にその激しさを認めるのであります。これをもちまして、政府においては各般の措置を講じておられるのであります。が、ことに農林漁業者の立ち上がり等のためにつきまして、その融資のワクの拡大、適用範囲の拡大等をやってもらうと同時に、利子率を引き下げ、あるいは償還期限を延長してもらおうというようなことは、立ち上がり容易ならしめるとともに、将来に対する営農を楽ならしむる根本の問題だと思っております。従いまして、委員会におきましては、各委員より繰り返し繰り返し返すことが要望をいたしましたのであります。

るが、これがまだ十分に実現の域に達していません。いささか画電点晴を欠くうらみがあるのでございませうが、政府におきましては、この点にかんがみまして根本的な検討を加え、もって本法運用の適正を期して、法の趣旨を十全にいたしていただきたいと思います。これが提案の趣旨の概要でございます。(拍手)

○南條委員長 採決いたします。

ただいま提案の通りの附帯決議を付するのには御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○南條委員長 なお、お諮りいたします。ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成及び委員会修正についての字句の整理等につきましても、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○南條委員長 引き続き、これより法律案起草の件について議事を進めます。

本年夏以来の数次の風水害等により被害を受けた中小企業に対する助成の措置を講ずるため、本委員会として参ったのであります。今回自由民主党、日本社会党、社会クラブの各派の共同をもって、事業協同組合、商工組合等の施設の災害復旧について、国が

所要の助成を行なうこととする立法措置を講ずることに意見の一致を見た次第であります。従いまして、ただいま各位のお手元に配付いたしました通り、委員長において、昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案の案文を作成いたしました。

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

該施設に代るべき必要な施設をすることを含むを目的として行う事業をいう。

一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの

二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)第二十七条第二項第一号(同法第三十三条)において準用する場合を含む。に掲げるもの

三 前二号に掲げる中小企業者の団体に準ずるものと認められる団体で政令で定めるものの施設であつて、その構成員の共同利用に供するためのもの

四 企業組合の経営の合理化のための施設

(国の補助)

第三条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合において、当該都道府県に対し、予算の範囲内で、当該補助に要する経費(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)につきその三分の二を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行

する。

理由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧を促進するため、その事業に要する経費につき国が補助を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約五千万円の見込である。

○南條委員長 この際、この案につきまして質疑もしくは御意見があれば発言を許しますが、この案は、予算を伴うものでありますので、この際内閣の意見を伺うことにいたします。

太田一夫君。

○太田委員 ただいま議題となりました事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案に対して、特に大蔵省の見解、政府の見解を明らかにしていただきたい点があるのであります。それは本年度の予算のことでありますが、予算は、承りますと、五千万円程度ということをお聞きしておりますが、それは非常に少額でありまして、とても所要額を弁するに足らないものであります。この際、本年度におきまして十分に措置できないならば、この措置法の目的が実現いたしません場合は、来年度予算におきまして、相当にこれを補う措置を講ぜられべきではなからうかと思うわけであ

ります。従って、政府といたしまして、大蔵省といたしまして、本法案を実施するにきましての本年度並びに来年度の対策につきましては明確な御見解をいただきたいのでありますが、特に来年度さらにこれを継続されるものといえますれば、十分この目的を補うだけの資金の措置を講じていらっしゃるものと思うわけでありますが、その対策についてお尋ねを申し上げます。○内田(常)政府委員 太田委員からお尋ねの、本法施行に伴う予算の件であります。大蔵省がおりませんので、通産省から政府の意向を御説明いたします。

お尋ねのように、本年度におきましては、この法案に付記いたしてあります経費の概算として、五千万円というところでありますので、政府といたしましては、既定の予算の中からお見込みの金額を充当するように努力をいたす所存であります。なお、明年度につきましては、この法律施行の状況に応じまして適切な努力をいたす考えでございます。

なお、ただいま委員長からお諮りのありました法案につきましては、各党の打ち合わせに基づく当委員会一致の提案でありますので、政府といたしましてその御趣旨を尊重して、同意いたしたいと思っております。

○南條委員長 これより採決いたします。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同

組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案起草の件につきましては、各位にお配りいたしておる通りの案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として提出することにいたしたいと思っております。これに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○南條委員長 起立総員。よって、その通り決定いたしました。

なお、ただいまの法律案の字句の整理等につきましては、委員長に御一任を願うこととし、これが提出に伴う諸般の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○南條委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○南條委員長 この際、八木一男君より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における生活保護法の適用に関する件について、辻原弘市君より、私立学校災害復旧に関する件について、伊藤よし子君より、被災者援護に関する件について、角屋堅次郎君より、被災農業協同組合の再建整備に関する件について、それぞれ委員会の決議をいたされたいとの動議が提出されております。この際、順次趣旨説明を求めます。八木一男君。

○八木(男)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び社会クラブを代表いたします。昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域に於ける生活保護法の適用に関する決議案を提案をいたしたいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

災害地に於いて多数の国民が生活困窮の状態に陥つてゐる現状に鑑み、政府は生活保護法の左の如き弾力的運用によって迅速に同法の適用をなし対処すべきであり、右に対する財政支出に万全の配慮をなすべきである。

一、同法第四条第三項の急迫した事由の解釈は、今次の如き大災害に關しては、最大限に実状に合致する様すべきである。

二、同法第四条第二項扶養義務者に關しては何等の予測なく突然扶養義務を行うべき立場にいたり、その義務を果すべき精神的物質的準備がなき状態に鑑み、扶養親族の扶養の義務については実情に即した措置を迅速に行うこと。

三、同法第四条第一項に關しては、昭和三十三年六月六日厚生省発第一一〇号厚生次官通牒三、資産の活用(の除外項目)に關し、最大限の解釈を行い、被害資産を資産として見做さない処置を行うこと。

四、前三号の処置は、直接被害者又はその扶養義務者のみに止まらず被害地帯の居住者で生活困難を來したものの及びその扶養義務者に及ぼすこと。

右決議する。

昭和三十四年十一月二十五日

衆議院災害地対策特別委員会

右は案文でございます。

理由の方は、当委員会において詳しく論議をせられましたので、ごく簡単にいたしたいと思ひます。

生活援護についてのいろいろの法律がないわけでございますが、そういった場合の一番最低の保障というものは、現在の法律では生活保護法になっているわけでございますが、その生活保護法の運用が災害地の実情に適したように行なわれないときには、その最低の保障すら被災地の生活困難な人に適用できないということになりますので、このような決議案を提案いたしました。満場一致御可決を願ひまして、政府がその通りに、迅速に善処することを期待いたしますのであります。(拍手)

○南條委員長 辻原弘市君。

○辻原委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表いたします。私立学校災害復旧に関する決議案を提出いたします。

決議案文

政府は、私学の教育における重大な使命にかんがみ、災害復旧に關しては、国立学校及び公立学校と均衡をとる必要がある。当面特に左記の点について善処すべきである。

一、私立学校施設等の災害復旧費について、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に準じ措置すること。

二、災害に際し、国立学校及び公立学校と同じく授業料の免除が行えるよう措置すること。

右決議する。

昭和三十四年十一月二十五日

衆議院災害地対策特別委員会

以上であります。しばしば当委員会、私の方から政府に対して質問いたしました。しかし

ながら、質疑において明らかにしましたように、国立学校及び公立学校施設についての災害復旧と、私立学校のそれとの間には、非常な差があるという点であります。特に一般災害復旧費負担法においては、私立学校の場合は母法がございせん。従って、敷地以外は何らの措置がとられないという結果に相なることも考慮いたしまして、特に第一項においては、それらの点を、公立学校に準じて政府としても早急に措置すべきであらうかと思ふのであります。第二は、私立学校の授業料免除でありまして、これも、本日の質疑においても明らかにいたしましたように、私立学校振興会の有志においてやるという政府の答弁は、現実においては何らその内容を持っておりません。従って、この点につきましても、国立、公立と同様に措置できるよう、早急に政府の処置を要請いたしたいと思ふのであります。(拍手)

○南條委員長 伊藤よし子君。
○伊藤(よ)委員 私は、自由民主党、日本社会党並びに社会クラブを代表いたしまして、被災者援護に関する決議案を提出したいと思ひます。その案文は次のようでございます。

わが国の災害対策は、公共土木施設の復旧が中心である。この重要であることは論をまたないし、再び災害が起らぬよう万全の措置をとることは、国として当然の責務である。

しかし、それと同時に忘れてならないのは、被災者に対する援護である。特に今年の風水害の如く沢山の尊い人命を一時にして失ひ、史上かつてない長期湛水等により言語に絶

する被害を受けた人々が、その打撃から再び立ち上がれるよう政府においては暖かい援護の手を急速に差し伸べるべきである。

昭和三十四年十一月二十五日

衆議院災害地対策特別委員会
以上、趣旨は読みました通りでございます。

御承知のように、六十日間をわたって水が引きませんで、ようやくこのごろ引きつつある、そういう異常な災害でございますので、こういう被災者が立ち上がれますように、特にこういう決議案を提出した次第でございます。(拍手)

○南條委員長 角屋堅次郎君。
○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党並びに社会クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました被災農協同組合の再建整備に関する件について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
政府は、本年度災害の深刻な実態にかんがみ、農協同組合の再建整備のため、速かに実情調査の上、農協同組合整備特別措置法の一部を改正する法案を提出する等被災農協同組合の再建整備に万全の措置を講ずべきである。

昭和三十四年十一月二十五日
衆議院災害地対策特別委員会
以上であります。

本決議案の趣旨につきましては、各位御承知の通り、すでに本趣旨に合致する提案を私の方からいたしましたし、しばしば特別委員会を通じ、農

林大臣等の見解をただして参りました。その際、政府といたしましては、この必要性については認めておられるわけでございますけれども、実情調査の上善処したい、かような見解であるわけでございます。

申し上げるまでもなく、今次台風十五号を中心とした今年度災害の実相にかんがみましても、被災農協同組合の実態というものは、本法の適用を待たなければならぬ数々の組合を擁しておる実情にあるわけであります。政府はすみやかに実態調査の上立って、私もが熱望しております農協同組合整備特別措置法の一部を改正いたしまして、本年の三月三十一日をもって指定期限の終わっておりますこの期間をさらに二年程度延長するとともに、再建整備の期間等についても適切な措置を講じ、もって農村におけるところの経済の中心である農協の立ち上がりについて、万全の措置を講ぜられるよう強く要望いたしたいと思ひます。

以上が提案の趣旨であります。

○南條委員長 これより各動議を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○南條委員長 御異議なしと認め、動議はいずれも可決いたしました。

○南條委員長 この際、佐藤観次郎君より、災害地対策に関して委員会の決議をいたしたい旨の動議が提出されております。この際発言を許します。佐

藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表して、災害地対策に関する件について左の決議案を提出いたします。

まず、その案文を朗読いたします。
一、今回の補正予算は、緊急に編成されたものであり、今後の災害復旧の進捗により、予算に不足を生ずる場合には、政府は、妥当な措置を講ずること。
二、政府は、災害復旧に当つては、その進捗を極力高め、いやくも原形復旧にとどめることなく、積極的に改良復旧に努めること。
三、政府は、災害の査定に当つては、災害地の実情に応じて厳に公正を期すること。
四、政府は、災害地対策特別委員会における審議の経過を尊重し、政令及び行政措置等においてその精神を生かし、出来るかぎり迅速な措置を講ずること。
五、特に今回の災害の特徴は、民間災害の大なるに鑑みて、政府は民生安定のため適切な措置を講ずること。

昭和三十四年十一月二十五日
衆議院災害地対策特別委員会
以上であります。何とぞ御賛成を願います。(拍手)

○南條委員長 これより採決いたします。
佐藤君提出の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議なしと認め、動議は可決いたしました。
ただいまの各決議の取り扱いにつきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○南條委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後八時三十三分散会

〔参照〕

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)に関する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(内閣提出第一五号)に関する報告書

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第九号)に関する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)に関する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し

災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に
関する特別措置法案（内閣提出第二
五号）に関する報告書
昭和三十四年八月の水害又は同年八
月及び九月の風水害を受けた医療機
関の復旧に関する特別措置法案（内
閣提出第三〇号）に関する報告書
昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の風水害を受け
た者等に対する福祉年金の支給に関
する特別措置法案（内閣提出第三三
号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年十二月一日印刷

昭和三十四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局